

第百九十六回国
参議院内閣委員会
會議録第二十号

平成三十年六月十九日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

六月十四日

辞任

磯崎 陽輔君

補欠選任

豊田 俊郎君

六月十五日

辞任

大門実紀史君

補欠選任

田村 智子君

六月十九日

辞任

野上浩太郎君

補欠選任

こやり隆史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柘植 芳文君

藤川 政人君

和田 政宗君

西田 実仁君

矢田わか子君

委員

有村 治子君

石井 準一君

江島 潔君

岡田 広君

こやり隆史君

山東 昭子君

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

山下 雄平君

熊野 正士君

榛葉賀津也君

相原久美子君

白 眞敷君

事務局側

常任委員会専門員

田村 智子君

清水 貴之君

山本 太郎君

藤田 昌三君

参考人

慶應義塾大学総合政策学部教授

九州大学大学院農学研究教授

農林運動北海道連合会委員長

渡邊 頼純君

磯田 宏君

山川 秀正君

本日の会議に付した案件

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柘植芳文君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、磯崎陽輔君及び大門実紀史君が委員を辞任され、その補欠として豊田俊郎君及び田村智子さんが選任されました。

○委員長(柘植芳文君) 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、慶應義塾大学総合政策学部教授渡邊頼純君、九州大学大学院農学研究教授磯田宏君及び農林運動北海道連合会委員長山川秀正君でございます。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

ます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきまして、本案の審査の参考にさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしく御願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず、渡邊参考人、磯田参考人、山川参考人の順に一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

また、御発言の際は、挙手していただき、その都度委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知ください。

なお、参考人、質疑者共に御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず渡邊参考人をお願いいたします。渡邊参考人。

○参考人(渡邊頼純君) 御紹介いただきました慶應義塾大学の総合政策学部教授をしていただきます渡邊頼純と申します。今日は、この非常に重要な会議の席に参考人としてお呼びくださり、心から感謝申し上げます。大変光栄に存じている次第でございます。

私の話の前に、少し私自身について先生方に御紹介申し上げたいと思いますが、私、今は慶應義塾大学の教授をしておりますが、実は長い間、国際貿易の問題にずっと関わってまいりました。古くは一九八五年から九〇年まで、ジュネーブにございます日本政府代表部で、ウルグアイ・ラウンドの立ち上げからちょうど中間地点ぐらいまでを見ることができました。また、その後、外務省の専門調査員として、E U代表部、これブラッセルにございますが、そちらの方に参りまして、日・E Uの経済関係も見てまいりました。そして、二〇〇二年から二〇〇四年は外務省経済局参

事官ということで、日本とメキシコとのE P A交渉に首席交渉官として関わることができました。そういう私にとりましては、ウルグアイ・ラウンド以来の国際貿易の流れ、まさにT P PあるいはT P P 11ですね、これは私にとりまして、日本が国際貿易の世界に本当に積極的に関わっている非常に大きな象徴的存在だというふうに考えております。そういう意味では、ある意味でT P Pの議論を締めくくる今回のこの参議院の会議に出席できたことは、本当にこの分野を専門にやっていた人間としては非常に幸せに、また光栄に存ずる次第でございます。

そのようなことを申しまして、早速お話を始めたいと思います。

この最初の、私が用意させていただきました環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、いわゆるT P P 11の意義と展望という資料を御紹介申し上げながらお話を進めていきたいと思います。

最初にこの一つの大きなボンチ絵みたいなものが出ておりますが、これは何を示しているかといえますと、現在の世界貿易が三つの大きな成長の極、これから成り立っているというふうに考えているということをまず示しております。

一つは、E U、欧州連合を中心としたヨーロッパですね。

それから、大西洋を渡りまして、北米自由貿易協定、N A F T A、アメリカ、カナダ、メキシコからできております。さらには、セントラルアメリカのF T AということでセントラルアメリカF T A、そして、南の方へ更に下りますとメルコスール、さらには、近年、メキシコ、ペルー、チリ、コロンビアという四か国がつくっております太平洋同盟といったような地域の経済統合体がある。

ございます。

そして、太平洋を渡りますと、私どもの東アジアがござります。この東アジアでは、ASEAN十か国、それに日中韓三か国、さらにはインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた東アジアの枠組みであります包括的な経済連携の枠組み、いわゆるRCEPというのがあるわけでございます。

この三つは、世界の経済あるいは経済成長というものを引く張る三つの大きな成長の極というふうに申し上げていいかと思ひます。そして、その成長の極では、それぞれ域内の統合というのが進行しているということでございます。

非常にこの二十一世紀に入つて興味深いのは、地域と地域の間で地域間協力の枠組みが育つてきていることでございます。一九八九年にスタートいたしましたAPEEC、アジア太平洋の経済協力会議、APEECが一つその大きな代表でございます。また、一九九六年にスタートいたしましたアジア欧州会議、あるいはアジア欧州会合、ASEMというのもございます。そして、この大西洋を挟んで、EUと北米との間では環大西洋のパートナーシップというのもございます。

そういうわけでして、今、成長の極を結ぶ地域間の協力の枠組みがそういうわけで三つ、APEEC、ASEM、そしてこのトランスアトランティックの枠組みと三つあるわけですが、二〇一〇年以降、それが更に進化してきております。それが、アジア太平洋におきましては、APEECから出てきましたTPPでございます。このAPEECの二十一の国と地域の中から、まず四か国ですね、チリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイという四か国が最初のTPPの原型をつくりました。そこからTPPが出てきております。現在では残念なことにアメリカが撤退をいたしました。十一か国でございますが、そのTPP十一か国でも、世界の貿易の相当部分、あるいはGDPで申しますと一五％弱を占めているという状況でございます。そして、この欧州連合と日本との間

には、日・EUのEPAというのも含意ができております。

そういうわけでして、日本を軸に見ますと、太平洋におきましてはTPPあるいはTPP11、そして、欧州との関係でいいますと日・EUの経済連携協定ができていてということでございます。これに更に欧州連合と北米地域との間の何らかの経済連携、何らかのFTAというものが加われば、非常に強い世界の貿易体制を支える軸ができてくる、あるいは面ができてくるというふうに考えることができます。

そういう形で、日本が関与している二つの大きなメガFTA、TPP、そして日・EU、さらにそこにRCEPというのもございます。そういうものをベースに、日本としてWTOを軸とした国際貿易体制というものを強化していく、これが非常に、今の日本のこれからの二十一世紀の通商政策の基本構図ではないかというふうに考えるわけでございます。

一枚この資料をめくっていただきますと、三枚目でございますが、アジア太平洋における地域統合ということで、今申し上げましたRCEP、いわゆる東アジア地域包括的経済連携、あるいはそのTPPの加盟国がそれぞれ出ておりますので、御参照をいただきたいと思ひます。

更に一枚めくっていただきますと、四枚目のスライドでございます。これは私が作成したオリジナルな図でございますけれども、左の方から右の方へフローチャートとして考えております。日本の二国間のEPAは、既に日・EUを含めると十六件、この十五件のEPAについては既に発効を見ております。その日本の二国間のEPAをベースに、今後、日本はこの東アジア、そして環太平洋、その両方向に大きな経済連携の歩みを進めていくものと確信しております。

東アジアにつきましては、先ほどから言及しておりますRCEP、さらには日中韓のFTA、そして環太平洋ではTPPというのがあると思ひます。これらを行く行くはこのアジア太平洋の貿易

圏である、つまりAPEECの枠組みであるFTAAPの方へ流し込んでいくというのがこれからの大きな意味でのアジア太平洋地域における日本のEPA戦略というふうに言うことができると思ひます。

幸いなことに、日本はRCEP、日中韓のメンバーであると同時にTPPのメンバー、それも中核的なメンバーでございます。そういうわけで、このTPPにおきましてはより野心的、より高度なルール作りを行い、そしてRCEP、日中韓では、特にASEANの中でも発展のレベルが少し低いカンボジア、ラオス、ミャンマーといったような国々を含めた諸国に対する包括的な統合といましようか、インクルーシブなインテグレーションというものを日本が中心になって進めていく。カンボジア、ラオス、ミャンマーに対してはいわゆるキャパシティビルディングであるとかあるいは貿易円滑化を通して彼らの成長ということもを引く張っていくということがとても重要だと考えているわけでございます。

このRCEP、日中韓と、そしてTPPというのは大いに補完的に機能し得るものでございまして、そして、それをもつてこのFTAAP、つまりAPEECワイドの自由貿易圏というものにつなげていく、これが非常に大きなブランドデザインではないかというふうに考えます。

そのAPEECあるいはFTAAPについて一言申し上げます。

次のページを御覧ください。五枚目でございます。これを御覧になっていただきますと、関税撤廃、あるいは関税撤廃に加えて非関税障壁の削減というものを入れると、徐々に経済成長への寄与、あるいはGDPの成長率を高めていくことが可能であるということがお分かりになっていただけたと思ひます。

もちろん、FTAAPはそんなに簡単にできると思つておりませんが、その言わば出発点としてTPPがあり、そしてそこにRCEPや日中韓を加えていって、そして行く行くはこのFTAAP

PというAPEECワイドの自由貿易地域をつくりていくと、これがAPEECで現在議論されているところのものでございます。

こういうふうに考えてまいりますと、TPPとRCEPというのは決して相対する関係ではなく、むしろ相互に補完的な役割を果たすということが考えられるわけでございます。

次、もう一枚ページを送ってください。六ページ目でございます。

六ページ目は、このFTAAPで鍵を握るメンバーエコノミーということで、GRIPSの川崎研一教授がはじき出した数値でございますが、御覧のように、このAPEECワイドのFTAであるFTAAPをつくった時点では、実は中国が非常に大きく裨益をします。そして、アメリカが二番手に付けていて、日本は五番目というところに位置付けているわけでございます。これから御覧になっていただきますと、このFTAAPへ向けての動きというのは、中国ももちろん裨益いたします、日本もそうなんです、アメリカも二番手に付けているというところがポイントでございます。

現在、アメリカはTPPから離脱をしておりますが、実はそれはアメリカにとって非常にマイナスのことでございます。次、一枚めくっていただきますと、このTPP12の評価ということで、元々のTPPの評価が出ております。

高いレベルの自由化、そして新たな通商ルールを規定していく、その中には、国有企業に対するルール作り、労働、環境についての一定の規律を提供する、政府調達市場を開放していく、さらには、電子商取引などのように、現在WTOにおきましてはまだルールができていないところにルールを作っていくということがあったわけでございます。

さらに、TPPは、このビジネスに優しいルールということで、完全累積制度というものを原産地規則の中に織り込むなど、非常にビジネスがしやすい、日本の企業が東南アジアに多く進出して

おりますが、彼らにとって非常に良好な関係をつくっていく、そういうルールを提供しております。また、中小企業への配慮、そしてその投資の促進、投資における最恵国待遇や内国民待遇の保障といったようなことも入っております。そして、非常に具体的なこととしては、税関手続の簡素化あるいは迅速化で、急ぎの場合には六時間で貨物を引き取ることができるといったようなルールも作られたわけでございます。

そういうTPPだったわけでございますが、このTPPの地政学的意義は何だったのかというのが八枚目の紙でございます。

ここでは、グローバルな覇権交代が起こりつつあるということで、ブレトンウッズ体制の変容のプロセスの中でアメリカがどのようにその変容のプロセスを受け止めているかということで、TPPというのは、まさにそういう覇権国が移転していく中で、移り変わっていく中で、どのようなルールを作るかということが問題だったということでございます。

さらに、中国にとつてということでも考えますと、中国にとりまして、実はこのTPPの問題というのは中国の発展のモデルをどうつくっていくかということと密接につながっております。中国所得国のわなにはまったままの中国でいるのか、あるいはそこから更に伸びるのかというところが中国にとつても重要で、そのためには、RCEPとTPP、この両方を中国はにらんでいるというふうに考えます。もちろん、今すぐ今の中国にTPPに入るということは、これは不可能でございます。しかし、RCEPで投資について、あるいは競争政策について、あるいは国営企業についていろいろ交渉をしていく中でTPPに行く行く入ってくる、そういう発展的なパターン、あるいは段階的なパターンというのを中国の識者も考えているようにございます。

日本にとりまして、この三つ目のポイントですが、これは、日本がグローバルパワーにとどまるのか、あるいは太平洋地域、アジア地域のミッド

ルパワーになってしまふのかということ、この選択を迫られている日本にとりまして、日本のプレゼンスを維持していく上で非常に重要というふうに考えるわけでございます。

もう一枚めくっていただきました。九枚目でございます。日本の対応といたしましては、TPPから離脱をして損をするのはアメリカ自身であるということ、これを先ほど申しましたが、そういう中で、日本としては、アメリカのTPP復帰を周到に準備してあげることが重要だと思っております。そのときの言い方としては、まさに今アメリカは日米FTAというのを日本に対して言っているわけでございますけれども、しかし、考えてみれば、TPP12というのはまさに事実上の日米FTAであるということでございます。この点をアメリカにしっかりと分かっていたら、早急にTPP12に戻ってくるということをアメリカに説得をしていく。

そのために、二つ目のポイントですが、TPP11というものを早急に発効させるということで、本委員会の役割も非常に大きいわけでございます。

そしてさらには、日本企業……
○委員長(柘植芳文君) 時間が超過しておりますので、おまとめください。

○参考人(渡邊頼純君) はい。

これで終わりますが、日本企業が東アジアで構築してきた生産ネットワークの維持強化のためにRCEPを推進していく、また、日・EUの経済連携も早期に発効させることで、言わば保護主義に対する防波堤としてのTPP11の役割、これを明確に主張していくということが極めて重要であると考えているわけでございます。

どうも御清聴ありがとうございました。
○委員長(柘植芳文君) ありがとうございます。

次に、磯田参考人をお願いいたします。磯田参考人。

○参考人(磯田宏君) 皆様の机の上に配っていた

だいたもう一つのホチキスで留めたものでございますけれども、これを全部紹介させていただきます。とても時間が足りませんので、この要点を少しはしよって意見の陳述にさせていただきます。

私は、農林水産業等への深刻な影響が予測され、発効後のリスクあるいは不透明な部分が著しく大きい、そのような性格を依然として持っているいわゆるTPP11、CPTPPの発効に向かうべきではないという観点から、その私としての根拠を五点左右にわたってかいつまんで説明させていただきます。

一点目に、農産物等の市場開放に関する条文や譲許表はTPP12から変更がなされておらず、したがって、発効後に更に市場開放を迫られるメカニズムも組み込まれたままであるということであります。そういう意味で、変更がなされていないTPP11は、現在、我々の目に触れている協定の条文や譲許表以上の市場開放を協議するメカニズムが幾重にも組み込まれております。

具体的には、そこに四つ挙げておりますけれども、そういったような、とりわけ三番目の、発効後七年たちますと、アメリカは当面ありませんけれども、その他の四輸出大国の要請で市場アクセス増大目的の協議が義務付けられるといったようなことを中心に、これらを通じて、現在の約束による農産物市場開放では済まされない危険が極めて大きい、そういうメカニズムを内包しているということでございます。

二番目に、このTPP11が発効され、それに伴って市場開放するというになると、少なくとも、トランプ政権におけるアメリカとの関係では、それにプラスして日米二国間の市場開放という二重の市場開放になる危険が大いにあらまれているということでもあります。TPP11の国内承認

手続を早期完了、発効させることがむしろ米国の対日二国間交渉圧力を抑止するのに有効だというのは、むしろ逆に作用する危険が高いというふうに見ております。

TPP11は、御案内のように米国の離脱したにもかかわらず、そこに書き込まれたような小麦輸入のTPP枠であるとか、脱脂粉乳、バターのTPP枠、牛肉及び豚肉のセーフガードの発効基準数量、こういったものについて日本政府は削減の要求すらしていません。

したがって、豪州、カナダ、ニュージーランドといった輸出大国でもってそれらのTPP枠やセーフガード発効基準数量に近づいてしまう可能性が高く、そのことがかえって米国の二国間協議において、本来の米国の分前というふうな米国の要求を誘発することになるだろう。このTPP11の協定では確かに、米国の復帰の見込みがない場合に市場開放の下方修正をすべく見直し条項を挿入されておりますけれども、今挙げたような輸出大国がそれに応じるといことはおよそ想定し難いのであります。

逆に、仮に米国復帰があるとすれば、ダボス会議の際にもトランプ大統領明言されておりましたように、TPPが米国にとつてはるかに良い協定になればという話でございますので、逆に今の条項でもって現行以上の市場開放への見直しを迫られるのが必至なのではないかというふうに考えてきますと、米国の復帰の見込みがあるなしのいずれの場合でも、結局はTPP11プラス日米二国間の市場開放に帰結する可能性が高いと。トランプ政権は、十一月に迫ってまいりました中間選挙向けの短期のチームでは手っ取り早い二国間市場開放の取引の成果を求め、それを乗り切つて、中期的には日米自由貿易協定をという戦術というふうな考えられます。

三点目の根拠でございますけれども、農産物・食品の安全性確保等についても、現にある協定以外にも、将来にわたって追加的協議メカニズムによつて発効後の規制措置等の確保は非常に不透明化すると、そういうリスクを内包しているということでございます。

一番目のTPPの衛生植物検疫措置、SPS条

文については、非常に科学的証拠主義が、WTOのSPS協定よりも更に強められているというところがありますけれども、加えて、そのTPPの中に置かれるSPS小委員会の目的が非常に抽象的に規定されているため、広範囲な輸出側に関心事項等が協議されるのではないかとというふうな危惧を非常に持つておる次第であります。

また、貿易の技術的障害、TBTに関しても、それ自体としても幾つかの問題をはらんでおって、例えば、包装食品、食品添加物について企業が占有する製法情報に対する政府の提出要求を制限したりとか、FAO、WHO等の下に置かれている食品規格委員会の基準ですら効果的でない、適当でないというふうに判断された場合は食品へのラベル記載を要求できないなど、現行でも問題ばらみなんです。加えて、ここでも小委員会の検討、活動等が著しく広範囲に規定されているため、日本の規制、基準緩和や他国のものの承認や調和、それへの調和などが一層進められる危惧を抱かざるを得ないと。

また、米国に関してですけれども、ここでも、TPPから離脱した米国ではありませんけれども、今後の日米二国間協議でこれらのTPP現行条文以上を求めるだろうことは、通商代表部の本年の外国貿易障壁報告書が、昨年施行された改正原料原産地表示制度に対する懸念を表明したり、米国产輸入牛肉の月齢制限の廃止を要求したりとか、食品添加物禁止の撤廃であるとか、ポストハーベスチング防カビ剤の取扱いの撤廃であるとか等々を改めて要求していることからしても、今後、これらのことが日米二国間協議で強い要求となって現れてくるであろうことはほぼ明らかであろうかというふうに思っております。

それから四項目に、政府調達に関する問題でございます。ここでも地域の農林産物に一定引き付けて申し上げますけれども、国産や地域産の農林水産物を政府調達に利用することが妨げられる、そういう危険も高まるということでありまして、TPPはそもそも、十五章の政府調達にお

いて、市場開放対象の政府調達については、国産、地域産農林水産物等の利用を課することを禁じているわけです。

さらに、現行の条文等に書かれている、あるいは附属書に書かれている市場開放対象政府調達の機関、範囲、基準額についても、その小委員会というものがここでも登場しまして、追加的な交渉によって範囲の拡大や基準額の引下げのための交渉をするということが定められております。

このことが現実化していきますと、政府調達の対象機関、現在では指定都市以外の一般市町村は対象外ですけれども、そういうものが対象に含まれてくる。あるいは、政府調達の種類の範囲としても、例えば、現在、地方自治体の学校給食サービスは政府調達の対象から外されておりますけれども、市場開放の対象から外されておりますけれども、こういうものが除外されるという今の取扱いが解消されるとか、そういったようなことを含めた追加的交渉が義務付けられていることになるということになります。国産材、地域産材を利用した公共建築や地産地消型学校給食の促進などは、その存立基盤を縮小、喪失する危険にさらされるという懸念を強く持つものであります。

五番目に、ISDS、投資家国家間紛争解決システムでございます。

一部には、今回のTPP11では凍結されているのではないかと理解もあるやに聞きますけれども、実は御案内のように、実際に凍結されるのは、投資に関する合意及び投資の許可、この二項目だけでございまして、及び、それから十一章、金融サービスの中の、金融サービスに関わる市場開放等に関する待遇に関する最低基準という、そういう義務だけがISDSの対象外に今回凍結されたのであります。したがって、むしろ、投資の本体である投資財産のあらゆる権益保護及び、先ほどの金融サービスに関するその他の市場開放や待遇保証義務への違反は、全て引き続きISDSの対象になっているままでございます。このISDSについての問題点というのはもう

る指摘されているところでありまして、時間の都合もありますので省略させていただきますけれども、一番私が特に今日強調したいのは、仲裁廷における裁定基準が、条文、附属書等における概念規定が不明確なものですから、結局は仲裁廷の裁量に丸投げにされてしまふ、実際にそういう判例が数多く見られてきているというところでございます。

最後、以上のまとめた意味も込めて六項目でございますけれども、先ほど参考人の渡邊先生はメガFTA、EPAこそ進むべき道というふうにおっしゃられました。私は、むしろここで一旦冷静に立ち止まって、慎重に、それが本当に国民、地域住民、あるいは私の専門に引き付けて言えば農業分野等にとつて本当のメリットになる道なのかどうかを再検討する、そういう時期に来ているのではないかとこのことを結論的には申し上げたいというところであります。

まず、政府によるTPP11等の生産額への影響が過小評価になっているのではないかと問題意識は幅広く共有されているところであります。例えば、輸出側政府の試算と日本政府の生産減少額との差が大き過ぎるというような問題があり、その若干の例を今日机にお配りした方ではカナダ政府、それからニュージーランド政府の特定の産品についての試算との余りに大きなギャップについて紹介しておりますが、ここではその具体的な内容については省かせていただきますけれども。

日本政府試算のもう一つの非常に非現実的な口ジツクとして指摘できることは、そこでは輸出の増加が考慮されていないという前提になっております。その前提の上で、国内対策、今日のこの法案もそうですけれども、国内対策の結果、国内生産量も自給率も不変だ、変わらない、落ちない、こういう結論でございます。ということは、これは簡単な算数でございます。輸入量が全く増えないということを意味するわけであります。逆に、日本の人口減少とそれに伴う消費の減少が

このまま歯止めが掛からないとすれば、むしろ輸入が減りさえすることを意味するという、こういう結論に論理的になるわけであります。余りに非現実的であると言わざるを得ません。

日本政府は、メガ自由貿易協定、経済連携協定が切り開く大きなボーダレス市場へ向けて輸出で成長産業化する農業を目指すとしておりますが、確かに、世界最高水準の品質や和食の健康的、文化的価値において競争力を有する、グローバルな富裕層向けの輸出農業分野に一定の成長の余地があることは私も否定いたしません。そのような分野は好むと好まざるとにかかわらず限られております。したがって、そうでない多くの農業分野はどのようなメガ路線の市場開放で大きく縮小せざるを得ず、例えば食料・農業・農村基本法がうたう国民への食料安定供給確保や多面的機能の発揮は失われていくし、国内農業と国民あるいは国内消費者も切り離されてしまふであろうことが深く懸念されているわけです。

そのような観点からも、メガFTA、EPA路線からの再検討、そこからの転換ということの検討が必要とされているというふう考える次第でございます。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(柘植芳文君) ありがとうございます。次に、山川参考人をお願いいたします。山川参考人。

○参考人(山川秀正君) それでは、最後に私の方から意見を述べさせていただきますと思います。お二人は大学で専門的にTPPを研究している、そういう立場からの発言でしたけれども、私自身は現場で実際に農業を行っている農民の立場から、TPPについて反対の立場で意見陳述をしたいと考えております。

私自身は、北海道十勝管内、帯広市の隣ですけれども、音更町で畑作農業経営を営んでおりまして、経営内容は、十三ヘクタールの小麦、大豆五ヘクタール、てん菜六ヘクタールなど、四十ヘク

タール耕作をしております。

今、北海道の販売農家戸数は約三万八千戸となっておりまして、私自身が農業を継いだときには十三万五千戸もありました。この十年間で一万五千戸、四十年間で十万户も減少したことになります。今頑張っている北海道の農業者は幾多の試練を乗り越えてきた言わばつわものと言える農業者ですが、T P P 11で更に大きな網のふりに掛けられるのではないかと、多くの農家が懸念を抱いております。

政府の試算でも、T P P 11によって農産品だけで六百二十億円の関税収入が減少し、その対策も示しておりません。関税収入の減少の内訳は、牛肉が二百七十億円、国家貿易によるマークアップは、麦で二百二十七億円、乳製品は二十五億円、砂糖調整金十六億円となっており、北海道農業に及ぼす減収は百五十億円以上になると予測されております。

これらの関税やマークアップの財源によって、牛のマルキンや麦やてん菜の数量支払、生乳生産者補給金の財源に充てられてきました。私自身も、経営に大きなウェイトを占める小麦のマークアップが四五%削減されることになれば、小麦の販売価格がその分引き下げられるのではないかと、強く危惧を抱いております。北海道では約十二万ヘクタールに小麦を作付けしていますが、T P P 11が発効して、現在の作付面積や生産量が確保できる法整備を明確にすべきであります。

また、牛肉の関税収入の減少が最終的には二百七十億円と試算していますが、それでも牛マルキンが維持されるのか。九割補填にすることはT P P 11発効前にも措置すべきと考えますが、果たして財源が確保されるのか。牛・豚マルキンの維持と経営安定対策の交付金の維持を担保するのであれば、法制化を図ることを提案したいと思っております。さらに、T P P 12で示された牛肉などのセーフガードや乳製品の低関税輸入枠も凍結されないまま承認されており、その影響は避けることができません。

北海道では十万ヘクタールの水田があります。

アメリカが抜けたことから約七万トンの米の輸入が回避され、オーストラリアのみとなりました。しかし、米の生産国で国際的にも最も価格の安いタイが参加を表明しております。タイ産米の輸入拡大を拒否できるのか、明確にできないのであれば、関連法案は判明するまで採決すべきではないと考えます。

さらに、食の安全についても、検疫時間の短縮や遺伝子組換え表示の変更など、心配は尽きません。

また、T P P 受入れを前提に体質強化策が講じられてきていますが、支援の対象が規模拡大一辺倒であり、現状維持で経営を続けようとしている私たち農業者は、大きな支援、これを受けることは全くありません。現状維持で経営を続けようとしている農家も支援の対象にすべきではないでしょうか。

また、牛肉の関税収入の減少が最終的に二百七十億円と試算していますが、それでも牛のマルキン制度が維持されるのか。九割補填にすることはT P P 11発効前にも処置すべきですが、果たして財源が保障されるのか、大変不安であります。

さらに、私たちが生産した小麦の国内価格、六十キロ三千円でありまして、これは国家貿易品目であることから、国が一元的に輸入し、その輸入差益としてキロ当たり十七円を徴収しています。この輸入差益分が四五%削減されまして、六十キロに換算して四百六十円となります。この分が道産小麦の価格に連動することになれば、生産者にとっては大きな打撃です。輸入差益の上限はキロ四十五円となっておりますから、上限の四五%にすべきではないかと考えます。

現在の小麦の販売価格は政府の輸入小麦販売価格と同じような水準ですから、約三千円の販売価格では生産費を維持することはできません。生産した小麦は農協で調整をし、その経費が約千円、販売経費や価格変動猶予金を含めると千円になります。農家の手取りは出来秋には千円程度しかありません。

く、これでは経営が成り立つはずがありません。それを補填するために、経営安定対策の数量支払で六十キロ六千八百九十円の交付金を受けています。

この交付金の主要な財源は、輸入差益、マークアップであります。政府の試算であれば、T P P 11が発効すれば初年度で二十五億円減少し、最終年度には二百二十七億円の減少としています。財源が減少しても現在の経営安定対策が維持される、交付金が維持されるのか、そのことが極めて心配するところであります。政府は措置すると言いますが、小麦生産の減少を見込んでいるのではないかと懸念を覚えます。

北海道農業は今、農業を輸出産業に、その典型としてもはやされております。しかし、食料自給率三八%の国が目指すべき方向でしょうか。E UとのE P Aも暫定発効が心配であります。E Uでは昨年十一月、共通農業政策、食料と農業の未来の中で、家族農業経営、食料安全保障、農業の多面的機能の維持、そして農業には完全な自由貿易化に耐えられない部分があることを強調しております。日本の農政理念の根本的転換にかじを切る議論も求めていると思えます。

最後になりますが、T P P事後対策の一環として出されたと、このように私は受け取りますが、今年四月、米や麦、大豆の種子法、これが廃止されました。そういう現状の中で、今、北海道では、パン向けの秋まき小麦、キタノカオリの採種が困難となり、生産が危機に立たされております。種を農家が手に入れるまでには原原種、原種、採種と三年費やしてようやく四年目で私たちが播種することができるようでございますけれども、その根本が、法律が廃止され、キタノカオリにこだわった製造店からも不安の声が上がっており、種子法の復活、このことも最後に求めて、私の意見とさせていただきます。

大塚御清聴ありがとうございます。
○委員長(柘植芳文君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々からの意見の聴取は終了いたしました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田政宗 自由民主党・こころの和田政宗でございます。

参考人のお三方の貴重な御意見を誠にありがとうございます。

私は、渡邊頼純参考人を中心にお聞きをしていきたいというふうに思っております。

渡邊教授は、通信社等のインタビュで、T P Pに復帰しないで困るのは日本ではなく米国であるというようなことを述べていらっしゃいますけれども、これはどういった意味なのか、詳しく教えていただけますでしょうか。

○参考人(渡邊頼純君) 和田先生、どうも御質問ありがとうございます。

確かに、私は、T P Pに戻ってこないで困るのはアメリカであるということを申し上げております。

幾つかございますけれども、まず一つは、T P Pの持つているその戦略的意義というのがありと思っています。やはりこのT P Pというのは、ある意味でT P Pの議論の中で隠されたアジェンダの一つは、中国をどう取り扱うかということ、あるいは中国との関係をどうするかということであったかと思っています。

先ほど少し申し上げましたが、中国自身も、当初はT P Pが中国を除外するものだというような懸念を持っておりまして、このT P Pに対して相当反発する部分がありました。そして、自らはT P PではなくてR C E Pでいくんだと、こういうようなことも言った時期もございました。

ただ、アメリカが徐々に、その後、二〇一四年、一五年というふうに交渉が進んでいきます中で、当時のアメリカの国務次官であった、ブリンケンという国務省のアメリカの幹部の一人が、決してT P Pというのは中国を囲い込むものではない、新たな中国囲い込み政策ではないんだと、

中国もそのメンバーとして迎え入れる用意はある、それは全て中国次第であるといったような言い方をするようにしました。

このことは非常に中国にもいいメッセージとして伝わりまして、私も日頃から交流のある中国のFTA政策の識者、貿易政策の識者たちも徐々に、RCEPとTPPというのは決して対立するものではない、そして、今すぐは無理だけれども、中国もいつかTPPに入ることによって中国を更に発展させることができるということを考え始めました。

また、アメリカの方でも、やはり中国のような国がTPPの厳しいルールに従うことによって、そして中国のマーケットを開くことによって、あるいはハイスタンダードなルールに従うことによって、アメリカにとっても利益があるというふうなことを考えるようになったわけでございます。

ですから、そういう意味で、戦略的なTPPの価値ということになりますと、アメリカが抜けたことによって、実は、中国の中でより高度なルールとかより高度なマーケットアクセスに移行していかなければならないと考えていた進歩的な中国の人たちを、むしろ中国国内で抑え込む結果になってしまっている。そして、現在の中国は一路でありましてかそういうところに邁進していつていくわけなんです。そのことは、アメリカのやはりグローバルな存在感というものを非常に低くしてしまうこととなります。ですから、やはりTPPから離脱したというのは、そういう戦略的な意義において一つアメリカにとってマイナスだったということでありまして、それからもう一つは、実利的な意味で非常に損だと思えます。

既に先生方も御案内のように、今、日本のワインの市場で数量ベースで一番売れているのはチリワインになりました。これは、日本とチリとのEPAが二〇〇七年に発効して十年間の間にワイン関税がゼロになっているわけですね。そういう中

で、従来強かったフランスワインを抜いてチリワインが先頭に躍り出ました。これはやっぱりEPAの効果だと思えます。同じようなことが、もしEUとのEPAが発効すれば起こりますし、オーストラリアとのEPAは既に二〇一五年一月からスタートしていますので、徐々にオーストラリア産のワインに対するワイン関税も落ちていっていきます。それがオーストラリアワインにとっては追い風になっている。

そういうふうな考えましたときに、アメリカのTPP復帰が遅れば遅れるほど、それはアメリカの農業にとって、例えばワインであるとか、例えば今申し上げました牛肉もそうだと思いますし、その他の産品においてアメリカが後塵を拝するというような状況になります。これは非常に実利的な意味でアメリカにとって損でありまして、そのことが、アメリカ国内でも農業団体をしてトランプ政権に対してTPPへの復帰を促す、そういう契機にもなっているわけでございます。

以上でございます。ありがとうございます。
○和田政宗君 それに関連してお聞きをいたします。すけれども、そうすると渡邊教授は、TPPというものは、例えば日米を中心とする太平洋において自由貿易圏を形成をして、また中国がその一路を始めとする対抗的な要素というよりも、中国をTPPに引き入れていくというふうなことであるというふうなことだというふうに思うんですけれども、これは、もう少し補足いただきたいんですけれども、中国を自由で公正な貿易、こういった大きな圏内にしっかりと呼び込んでいく、こういった考えであるということなんではないでしょうか。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。まさにそういうことでございます。以前、中国をしてレスポンスフルステークホルダーという言い方が一時はやったことがあるかと思えます。つまり、責任ある大国にしていく。まさに、中国の躍進、中国の経済的成長、これは抑えようがない勢いで今進行中でございます。これと別に感情

的に対抗軸になろうということを目指すのは必ずしも適切ではない、むしろその中国の勢いをアメリカも日本も取り入れて、そしてアジア太平洋全体で繁栄と安定というものをづくり出していくということが重要だと思えます。

そういうときに、こういう十一か国とか十二か国で交渉に交渉を重ねて作ったルール、この中に中国を統合していくということ、これが極めて重要で、行く行くは中国も含めてルールメイキングと一緒にやっていく、そして、一緒に作ったルールだからそのルールを一緒に守りましょうということ、これを中国にもその中で論していくことが可能だと思えます。

私は、中国のWTO加盟のときも、相当中国に行って、中国にWTOの意味とかルールとかをいろいろレクチャーしてまいりました。そのときに私が見たのは、中国は、一旦WTOに入ると決めたら、上が決めたら下まで一気通貫でまさにWTOに入る準備をしたわけでございます。それはロシアのWTO加盟のときとは大分違います。ですから、私は、中国は、国際的なルール、多国間のルールというものにコミットするという方針が上部でできた場合には、それが確実に実行される国だと思えます。

ですから、そういう意味で、まずはRCEPで中国と交渉をし、あるいは日中韓FTAで交渉し、そしてその次のステップでこのTPPに中国を引き込んでいくという、そういうレスポンスフルステークホルダーとしての中国を中国と一緒に形成していくというのがクリエーティブな通商戦略というふうな考え方でございます。

以上です。ありがとうございます。
○和田政宗君 そうしますと、それについてお聞きをいたしますけれども、日本の役割です。TPP12については、日本が入ったことによって、これは渡邊教授も述べておられますけれども、日本がゲームチェンジャーになって、例外なき関税撤廃において例外が認められたというふうなこと、これTPP12についても、日本はこの

中で主導的な役割を果たしたわけでございます。そこで、このTPP11における日本の役割についてどういうふうな評価をしているか、また、今後、アメリカ、また中国を引き入れていく中で、日本の役割がどうあるべきか、この点の御意見を聞かせていただければと思います。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。TPP12にも言及をくださいまして、ありがとうございます。まさにゲームチェンジャーというところで、日本は例外なき関税化と言っていたところに例外をつくり得たわけですね。その代わり、日本も痛みを引き取った。例えば、自動車については、十五年間据置きで、十六年目にやっという例えばアメリカの関税が二・五がゼロになるといったような痛みも背負ったわけでございますが、確かにゲームチェンジャーとしてその役割を果たしたと思えます。

そのTPP11につきましては、日本はまさにこのTPP11の立て役者であつたと。TPP11というものが、TPP12でつくられた自由化と、それから開かれた貿易、透明性のある貿易というものをつくっていくとする、そういうアジア太平洋地域に一旦広がったモメンタム、勢いというものを消さないようにする、そういう役割を日本は見事に、特に二〇一七年のこの一年間の中でその役割を大きく果たしたと思えます。

そしてそのことは、特に、トランプ政権の中でアメリカ自身の通商政策がどんどん内向きになり、アメリカ・ファーストになり、そして保護主義的になっていく中で、日本がこのTPP11を非常に献身的な努力をしてつくり上げたということ、これは単にアジア太平洋にとどまらず、それ以外の地域にとっても、この自由貿易の灯を途絶えさせないという、消さないという非常に大きな意義表明になったんだらうと思えます。そういう意味では、辛うじてまだこのともっている自由貿易の灯というのを守り続けたという、そういう意味がTPPにはあつたと、特にその中における日本の役割として私は高く評価されるべ

きではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○和田政宗君　そうしましたら、これ最後の質問にしたいというふうに思いますけれども、保護主義という言葉が今、渡邊教授のフリーズでございました。まさに、さきの大戦に向かう流れということ考えた場合に、欧米の宗主国を中心とする植民地ブロック経済、こういう囲い込みによって争いが起き、大きなあの悲惨な戦いに向かう大きなきっかけになってしまったわけでございます。

この保護主義に対抗する中でより広い自由貿易圏を形成していくというのは、これは、世界平和への寄与、経済のみならず、そういった地域の安定、また世界全体の安定という意味でも大きな寄与があるというふうに考えますが、その点は渡邊教授はいかがでしょう。

○参考人(渡邊頼純君)　ありがとうございます。

まさに和田先生がおっしゃったとおりでございます。FTAとか経済連携協定というのは二国間、三国間のものですので、どうしてもアウトサイダーをつくってしまうわけですね。アウトサイダーというのは、中の域内国は優遇するけどアウトサイダーの域外国は冷遇されるわけで、ここに差別が生じます。そういうバイのFTA、EPA、日本はこれまで十五、十六と数を重ねてまいりましたが、TPPというのはそれを更に包括的にしていくわけです。それで、ある意味でそういう差別性とか排他性をできるだけ薄めて、いろんな生産ネットワークとかバリエーションというものを域内で広げていくという、そういう役割を担っているんだと思います。

ですから、日本が今考えているTPP11とかRCEPとか、そして日・EUのEPAとか、こういうものを積み重ねていくことによりまして、自由貿易のFTAに潜在的にある排他性とかあるいは閉鎖性というものを打破して、より広い国と地域に自由で開かれた貿易を広げていく、こういう今方向性に日本の通商政策は位置付けられていると思います。

ですから、まさにそういう意味で、日本の今の通商政策というのは、この保護主義と対峙する、そういうツールとして世界的にもこれを自信を持って提示していいのではないかと考えている次第でございます。

○和田政宗君　時間が参りましたので、これで終わります。

磯田参考人、山川参考人に質問できませんでした。申し訳ございませんでした。渡邊参考人、ありがとうございます。

○熊野正士君　三人の参考人の皆さん、今日は本当に貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

私の方からは、まず山川参考人の方にお尋ねをしたいと思っております。

本日に農業の現場から声を聞かせていただきました。具体的に小麦などの例を取っていただきまして、ダメージの大きさということで非常に分かりやすく御説明をいただきました。そういったものも踏まえまして、いわゆるTPP11ということの影響が出てくると。先ほども、交付金といま

すか補助金といまますか、そういったものが減らされるんじゃないかという御懸念もございましたけれども、そういった、今後どういったことを支援としてより求めるのかということをお教えいただければと思います。

○参考人(山川秀正君)　それでは、私の方からただいまの質問に対して考えを述べさせていただきますと思っております。

こういった支援ということでございますけれども、まず第一点として、先ほどちょっと触れましたけれども、今、TPP発効を前提とした様々な対策が打たれております。しかし、その対策の中で、今現場でどういう声が起きているかといますと、例えば産地パワーアップ事業等々もそうですけれども、その支援対象、これが一〇％の経営拡大、費用削減、そういうスタンスのみなんです。当然、北海道、先ほど三万八千戸の農家がある

と言いましたけれども、その中には、規模拡大を志向する方もいらっしゃると思いますけれども、今の、現状のままで農業を続けたいんだと、後継者もそう言っていると、そういう人たちが、例えば施設を更新したい、機械を更新したい、こういう希望をたくさん持っているわけですから、これらに対して何ら支援策がないわけでは

規模拡大一辺倒では地域社会も地域経済も疲弊してしまふことは明らかでないか、このことをまず求めたいと思っております。当然、経営所得安定対策等々手は打たれておりますけれども、私どもは、価格保障、所得補償、そういう領域の中で再生産が可能な様々な補助事業確かにあった方がいいかもしれないけれども、それよりも、農家が生産した生産物を販売してそのお金で施設の更新も機械の更新もできると、そういう政治を望んでおります。

以上です。

○熊野正士君　ありがとうございます。

続いて、磯田参考人にお伺いしたいと思っております。

先ほど五つにわたって、TPP11の問題点といまますか課題をお示しをしていただきました。その中で、二番目として、TPP11市場開放プラス

日米二国間市場開放となる危険が大きいというお話がございました。

元々これ、TPP12ということでおとしから国会でも審議をしてきました。今回、アメリカが離脱をしたような形でTPP11となったわけですが、このTPP12とそれからTPP11と比べて、そのダメージといまますか、ここに書いてある、日米の二国間の圧力が強まるのでより大きなダメージが日本にあるんじゃないかというふうなことをおっしゃっておりますけれども、その辺をちょっともう少し、TPP11とTPP12と比較しながらお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○参考人(磯田宏君)　御質問ありがとうございます。

TPP11と12との比較ということを含めつつ、そこで米国の対日交渉圧力というものが強まるというこのメカニズムといまますか、そういうことをもう少しという御質問であったかと理解いたします。

先ほど冒頭でも申し上げたことではございますけれども、一つは、確かにトランプ政権というのは、先ほど渡邊先生もおっしゃってましたけれども、TPP12を、元々四か国の小さな自由貿易協定、経済連携協定であったものにアメリカが乗り込んで、そこで主導権を握って12をオバマ政権の下ですべて発揮してきたものが、トランプ政権への交代によって12が11になったということが生じたわけでありまして。

そのことには、そういう意味で、トランプ政権の登場というのは、一面では、そういう多国籍交渉よりも二国間交渉の方が、徐々に弱まっているとはいえ、アメリカの圧倒的な経済、政治、軍事力を背景として相手国から譲歩を引き出しやすいという、いわゆるデール論というものがあるかと思っておりますが、もう一つ私としては見落とすべきでないと思うのは、むしろ行き過ぎた現代的な自由貿易主義、正確には、物の貿易というよりも、投資、資本、金融、そういったようなものの自由主義というものが中心になっているのが現代の言われるところの自由貿易であるいは新自由主義というものの核心だと思っておりますけれども、そういうものを余りにも進め過ぎた。グローバル化の進行を促すところまで進め続けた結果、アメリカ国内での雇用の喪失、貧困の増大、格差の拡大、そういったような問題、あるいはマクロ経済的にも貿易収支、経常収支の赤字が肥大化していく、国家の財政赤字も肥大化していく、そういうような矛盾にある意味では耐え切れなくなつた、それがいろいろな形で民意となつてトランプ大統領を生み出したと、そういう側面も同時に見ておく必要があると思っております。

という意味で事を考えますと、トランプ政権は、決してそういうものを、民意に沿って、ある

いは格差を解消するとかいう立場で現在の通商政策を進めているとは必ずしも私も理解しているわけではございませんけれども、そういう民意が一方では背景があるがゆえにこそ余計に、そういう雇用の喪失あるいは賃金の低下、とりわけかつての基幹産業である製造業の主要部門での衰退、そういうものを目に見えぬ形で取り返したいという形の圧力が、この日米二国間に限りませんけれども、NAFTAの再交渉でも米韓FTAの再交渉でも同様に現れておりますけれども、そういう形で現れてきているというふうに理解をしているところであります。

したがって、ちよつと重複になりますけれども、トランプ政権固有の、あるいはトランプ大統領のパーソナリティーからくる極めて攻撃的な対日圧力の増加という側面と、しかし同時に、より大きな意味で、大きなコンテクストとして、行き過ぎたグローバリゼーション、新自由主義化の矛盾にアメリカ自身が耐え難くなっている、そのことの反映が余計に、そのことの反映がTPP12とTPP11との違いとなっている背景にありまして、そのこともまたアメリカの対日圧力が非常に先鋭化しているというこの背後にあるというふうに理解をした方がよろしいのではないかと考えている次第です。

○熊野正士君 ありがとうございます。

今のお話で、トランプ大統領のパーソナリティーとかもあるかもしれませんが、アメリカ自体の国内事情もあって日本に対する圧力が強まるんじゃないかというふうなお話だと思えます。

ここで、渡邊参考人に伺いたいと思います。

先ほど和田委員からの質問にもございましたけれども、アメリカにとつてこのTPPに参加しないとは損なんだというふうなお話が、具体的なワイン等のお話もしていただきながらお話をいただきましたけれども、実際、今回、午前中の連合審査でも問題になりました、アメリカが帰つてこれるようにTPPの11の枠組みというのは変えてい

いんだというふうなお話もございました。先生から見て、アメリカは損なんだと、ただ、片や、先ほど磯田先生おっしゃるように、かなり圧力も強くなっているというふうな状況の中で、アメリカがこのTPPに復帰する見込みといえますか、その辺をどのようにお考えになつていらっしゃるか、意見を是非伺いたいと思います。

○参考人(渡邊頼純君) 熊野先生、どうもありがとうございます。

このアメリカがTPPに復帰する見込み、これはなかなか難しいですね。余り私は賭けが上手じゃないので、そのオッズはとてもし上げられないので、そのオッズはとてもし上げられないので、やはり今アメリカが日本に対して二国間のFTAをやりたいと言つてきているということは、いろいろ新聞報道等でも出ていますところでございます。また、私もアメリカの大使館の幹部たちと交流する機会もございますが、彼らが言っているのは、日本がなかなか二国間のFTAの話に乗つてきてくれない、非常にフラストレーションを感じている、一体なぜかと、こういったようなことを聞かれることもございます。ただ、私はそのときに申し上げるようになっておりますのは、まず、もうこの時代に二国間のFTAというのは古いんですということをアメリカの大使館の方たちにも申し上げています。

つまり、今、日本の産業の展開というのは多国間に及んでおります。アジア太平洋だけ見ても、ASEAN十か国から、そして中国、韓国、台湾、広いところで生産ネットワークを組み、そこからバリューを生むバリューチェーンをつくつています。ですから、今更日本とアメリカでFTAをつくつて自由貿易といつても、それはこのアジア太平洋地域に今広がっているダイナミックな、躍動的なダイナミズムといえますか、これを捕捉するには、この二国間の枠組みでは捕捉し切れないんだと思います。ですから、そのことをアメリカに対してやっぱ率直に申し上げることが重要で、やはり日米共にベストなのは、これはよく安

倍総理がそう言われますけれども、やっぱり日米共にベストなのは、アメリカも入った多国間の枠組みというのをアジア太平洋でつくつていくということだろうと思います。

ですから、そういう意味では、もうTPP12のあの交渉の中で日本政府はアメリカとFTA交渉をやったんです。ですから、私がアメリカの大使館のハガティ大使にも申し上げましたが、日米FTAやりたいんだつたら、それはもうTPP12の中に入つていくということなんです。日本は、あの中で農業関税の八一・二%まで行く行くは関税撤廃すると約束いたしました。これは日本のEPAの歴史の中でも一番高い水準ですね、農業産品の八一・二%。その代わりに一九%ぐらいの例外をつくることもできたわけですね。その一九%の例外の代わりに、日本は自動車と涙をのんでいます。つまり、二・五%のアメリカの自動車関税ゼロにするのに十六年掛かる、トラックは三十年掛かると、ほとんど冗談みたいな時間が掛かるわけですね。

ですから、これは何を意味しているかというところ、日本とアメリカはもう既に日米FTA交渉をTPP12の中でやつて、そして、そこではぎりぎりのラインで交渉した結果、日本のセンシティブティとして農業を例外をつくる代わりに、向こうの、アメリカ側のセンシティブティである自動車について例外をつくつてあげたわけなんです。ですから、このセンシティブティとセンシティブティの交換、これが日米FTA交渉としてTPP12の中のマーケットアクセス交渉でできたわけですから、あれ以上のことをアメリカはできません。アメリカができないんだつたら日本もできない、だつたらTPP12こそ日米FTAではないかと、こういう議論をアメリカの大使館の連中としたわけなんです。

私は、そういう意味で、是非アメリカに今申し上げたようなことを言つてTPP12にアメリカが戻つてくるようにさせるということが非常に重要

だと思つています。

○熊野正士君 今日、三人の参考人の方に貴重な御意見を賜りまして、大変ありがとうございます。これからの審議にしっかりと生かしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○矢田わか子君 今日ありがとうございます、お忙しいところお越しくださいます。国民民主党・新緑風会、矢田わか子と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

まず、改めて磯田先生からお話を伺いたいと思いますが、磯田先生のお話をお聞きして、このままTPP11に突入すると、やはり大きな懸念が幾つも残っているんだということを実感いたしました。五つ大きな根拠を示されたんですが、まず一つ目として、先ほどのお話にありました四重の追加的協議メカニズムについてお伺いをしたいと思います。

このまま突入した場合に、この追加的に発効する協議メカニズム、日本にとつてどういった影響を及ぼすのかということでもかなり懸念を示されていたと思ひますが、読み上げの方ではどうかの形でこれを防ぐような方策がないのかどうかということについて御示唆をいただけたらというふうに思ひます。

○参考人(磯田宏君) 御質問ありがとうございます。

最初の問題、問題点一の中の追加的協議メカニズムが少なくとも四重に組み込まれているというところがございますが、読み上げの方ではどうか、冒頭の発言の方ではかなりはしよつて申し上げましたけれども、机の上に配付していただいた配付用の方では若干詳細を書かせていただいております。

一番目の、第二の十八条に定められている物品の貿易に関する小委員会というのは、これは農林水産物に限ったものではございません。工業製品等々物品全般ではございます。しかし、そこで取り扱われる問題のうち、関税撤廃時期の繰上げで

あったりといったような問題は、日本に引き付けた場合は、日本はもう工業製品は御案内のとおり関税ゼロでいってありますので、どうしても農林水産物が実質的には対象になつてくる。あるいは、関税撤廃を表明した、約束したものについても、かなり長期のもの、十年、十五年という長期のものを残しているということから、どうしても日本に引き付けていった場合、この委員会の対象は農林水産物が相当重点にならざるを得ないと。それから、二番目の、二の二十五条はまさに農業貿易に関する小委員会でございますから、そのものがピンポイントになつてくる。

それから、最大の懸念材料は、もうTPP12のときから種々議論されてきたことかと思ひますけれども、日本国の関税率表、すなわち譲許表の注釈の中でわざわざ、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド、それからアメリカがいた際にはアメリカも含めた五か国のいずれかが要請すれば、発効後七年目以降にあくまでも市場アクセスの増大を目的とした関税や関税割当て及びセーフガードの適用、ですから、関税が、まだ残す、あるいは削減はするけれども撤廃はしない、あるいは撤廃をするけれどもかなり先の話だと、これらについて市場アクセスを増大させる目的での協議を義務付けられている。あるいは、セーフガード、先ほど豚肉、牛肉について、TPP12から11に、アメリカを抜かしたにもかかわらず、そういうものをちつとも減らしていないことの懸念についても申し上げましたが、そういうセーフガードの発動数量、あるいは発動期の戻す税率、こういうものについても市場アクセス増大目的での協議を義務付けられていると。

こういうことが、特に具体的に申し上げますと、将来に向けて、しかも七年目ということになりますと、もうスケジュールがかつちり切られているわけですので、確実にその時期がやってくるという意味で非常に重大な懸念を抱かざるを得ないという根拠をもう少し子細に申し上げますと、以上のようなことでございます。

これを食い止めるすべはあるのかということですが、この協議が始まること自体は、今申し上げたような意味では、それぞれの条項で定められておりますし、あるいは、四か国条項についてはもう期限まで切られておりますので、協議が始まることは、もうこれは発効してしまえば日本が食い止めることはできません、協議に應じることは義務になつてきてしまふのです。

したがいまして、一番の予防措置は、発効しない、あるいは日本が発効する段階ではその場にはないということが最大の予防線になるのではないかと、いふふうに根本的には考えますけれども、仮に発効するということになるんだとすれば、まあ私も賭けは極めて不得手でございますけれども、その協議の場で日本の実情を丁寧に説明して理解を求めると。ただし、その理解に相手に応じてくれるかどうかの確率といひますか、これについては私は極めて、何というか、弱気にならざるを得ないというのが正直なところでございます。

○矢田わか子 ありがとうございます。おっしゃっているのとおり、この交渉の過程が今透明化しておりますので、どういう交渉をしたのかということのやり取りを大臣ともさせてはいただいているんですが、どうしても信頼に基づいてちゃんとやっているからというふうな御答弁が多く、記録的なもの、議事録も含めて、何も残っていないというふうにならなれていまして、せめてそういうところ、紙できちつと残していただくとかということも含めて、私たちが求めていきたいなというふうに考えております。

【委員長退席、理事、藤川政人君着席】
続いて、食料の安全性についても少しお聞きしたいんですが、三つ目の項目でおっしゃられた食料の安全性、これも生活者としては極めて不安が残る要素であります。

今後、遺伝子組換えの商品だとか、食品添加物でも日本で許されていないようなものが入ってくるという可能性がやはりあるということなんでしょうか。特に、発がん性がある物質等も、日本

ではまだこれ可能性としてですけれども、指摘されているような物質等もアメリカやそれから諸外国で使われているケースもあるという報告もされておりますので、そんなものも含めて、もし何かお知りのことがあれば教えていただければと思います。

○参考人（磯田宏君） 御質問ありがとうございます。基本的には先生御指摘のとおりでございます。一つは、もう既に我々長いことある意味食べられているというか、知らず知らずのうちに食べてしまっているわけですから、例えばいわゆる成長ホルモンを利用した牛肉、これについては、御案内のとおり、日本国内では事実上これは使えない状況にあります。現場の山川さんなどがより生々しく御存じかと思ひますけれども、医療用の措置を除いては肥育等には成長ホルモンが使えないと。これも、先生御案内のように、発がん性の疑いの報告も重ねてなされているところでございますけれども、例えば、これについては日本については国内では使用を事実上禁止しているにもかかわらず、輸入はフリーであると。したがいまして、現在ではオーストラリア産がトップになつておりますけれども、オーストラリアであれ、アメリカであれ、あるいはカナダであれ、そういうものは成長ホルモンを使用した牛肉が輸入されてきていて、我々の食卓、あるいは外食、そういうもので消費者の口に入つてしまっているわけですね。

ところが、まあこれも御案内のように、EUでは、域内でも使用を禁止すると同時に輸入も禁止してあります。これは、WTOの紛争処理でアメリカが取り上げて、紛争処理パネルでEUにかなり不利な裁定がなされた。そういうこともありつつも、それを、新たな科学的な根拠をもう少し深めるといふ調査も行いつつ、今日に至るまで貫徹しているわけでございます。

ちよつと、その事例にだけ限らせていただきますが、時間の都合上余り長くお答えするなという

ことでございますので。それが、この三のところ一番目に取り上げられている衛生植物検疫措置、いわゆるSPSに関わつて、予防原則ということがWTOのSPS協定には明確に位置付けられておりまして、TPPにおいてもそれが一応認められております。EUがまさに例えば今申し上げた成長ホルモンを使用した牛肉の輸入、流通を禁ずるという措置の正当性を主張するんですが、根拠になつてくるのもこのWTO・SPS協定の予防原則でありますし、であるからこそ、また逆にこのSPS協定における予防原則ということもEUは大変大事にしているところであります。

ところが、TPPでは、一応その権利、それを含めた権利義務関係を確認することがうたわれているのでありますけれども、国際的な基準に適合していない場合、より高い規制水準を、つまり今の例でいえば、日本も、EU以外ではなかなかそういうことをやっていない、そういうスタンダードでもって成長ホルモンに新たに、成長ホルモン使用の牛肉の輸入に規制を掛けるというようなことを発動しようとする、客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保すると。

WTOではむしろ考慮するというような表現であつたものがTPPでは確保するというような表現になつておりまして、より強い意味で言われるところの科学的証拠主義というものが求められてきて、そういう意味では、そういうものがなかなか入手が難しいからこそ予防原則というのがあるわけでございますけれども、その入手の難しい、厳格な、必ず有害であるという因果関係を証明したというふうな、そういう意味での、科学的な証拠がないものについての規制を続けるとか、あるいは新たに設けるとかということの困難性が増すというところは多分に想像できるところでございます。

○矢田わか子 ありがとうございます。続いて、渡邊教授に一つ伺ひたいんですが、TPPが中国との関係においてもやっぱ戦略的な意義があるんだというふうな話もお話も

ある中で、確かに責任ある大国にしていくなためにはこういう自由貿易の拡大図っていかなければいけないのだと思いますが、ただ一方で、先ほど来からお話あるとおり、農業の政策だとかに大きな影響を及ぼすわけです。

それは、経済成長を求めるのであれば農業についてはひとつ我慢してくれというふうな政策にも見えるんですが、その辺りについて教授はどうお捉えになっていらっしゃいますか。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

今先生から頂戴しました農業我慢してくれ論でございますが、これは私は全くそういう立場を取っておりません。むしろ、私が当初からTPPを推進してきたその背景には、TPPで農業を強くする、むしろTPPで日本の農業を世界一の農業にできるんだという、そういう希望を持って議論してきております。ですから、決して、製造業の犠牲に、あるいはサービス産業の犠牲になってくれ、農業はそういう我慢する立場なんだということとは全く考えていません。

むしろ、この今お話のあったSPS、TBT、こういったようなルールをちゃんとしていくことによって、日本の農産物を海外に輸出展開していく大きなチャンスがこのTPPによって開かれていくというふうに感じております。日本の農産品というのは、日本の食文化あるいは日本食が世界で非常に人気を得ていっているのとまさに波長を合わせる形で、海外でも日本の農産品が求められております。もちろん、中国なんかでは富裕層という一部の限られた人々に受けがいいということでございますが、中国の富裕層というのは日本の人口の倍ぐらいいいて、二億とも三億とも言われます。ですから、まさにそこに大きなマーケットがあるわけですね。

一方、日本の市場は、残念なことに現在一億二千七百万ぐらいいから徐々に人口もシュリンクしていつておりますし、そういう意味では日本の農業市場そのものが小さくなっている。そういう

う中で、生産性を高めた日本の農業、競争力を付けた日本の農業というのは、これは、海外に展開していくというのが日本の農業にとって日本の農業を生かす最善の方法だというふうに思っております。決してそれは簡単なこととは思っておりません。

例えば、HACCPであるとかあるいはGAPでありますとか、そういったようなある種の認証を、グローバルな認証を取るのとはなかなか大変でございますけれども、HACCPとかGAPとかGAPとかそういったようなものを取っていくことによって、確実に日本の農産品が世界標準として受け入れられる可能性があるわけですね。そして、何か問題があったときには、SPSとかTBTの条項に照らして、あるいはWTOの条項に照らして、相手国のマーケットをオープンにしているということもルールに従ってできるわけですね。ですから、そういう意味では、まさにTPPでもって日本の農業を更に強くする可能性があるというふうにも申し上げたいと思います。

私も、北海道から九州、熊本、鹿児島ぐらいいでTPPの応援の講演をして回りました。最初、北海道なんかに行つたときはなかなか厳しかったです。フロアからは、裏切り者とか売国奴とか、国賊なんて言われたこともありましたが、しかし、今、北海道でもどこでも行くと、逆に、TPPで北海道の農業をどう強くしたいですかという非常に前向きな質問が出てくるようになっていいます。僕は、TPPによって日本の農業者のマインドセットが大きく変わっていくと思っています。

○委員長(柘植芳文君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○参考人(渡邊頼純君) 以上です。

○矢田わか子君 先生ありがとうございます。

今日、山川参考人、お話を聞けなかったんですが、手を拝見させていただいて、こういう手によって日本の農家を支えられているんだなと思ひましたので、またお話を聞ければと思います。今

日はありがとうございます。

○委員長(柘植芳文君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野上浩太郎君が委員を辞任され、その補欠としてこやり隆史君が選任されました。

○相原久美子君 立憲民主党・民友会の相原久美子でございます。

今日、三人の参考人の皆様、ありがとうございます。

私、先ほどの磯田先生のお話、ちょっと若干ほかの方が言っている部分と重なって受け入れられたのですが、実はこれ、アメリカが今回TPPから抜けたというのが、国境を越えたグローバル企業の経営陣だけがもうけているんだと、そしてなおかつ国家主権が侵害されて、そして失業は増えていると、こういうような指摘が多勢となつて、結局、自由貿易の反省という点からTPPを抜けたと、そういうふうに指摘されているというように実は本で読んだんですが、天然資源の少ない日本では、私は、第一次産業というのは、これは農業、水産業、林業等々、非常に、今回のTPP12から始まって11と、影響があるかなというふうに思っています。

それで、私は出身が北海道なんです。よく政府は大規模化、大規模化というようにおっしゃるわけですが、しかしながら、北海道的な大規模化ができる地域というのは本当に限られている。日本の場合、中山間地が多いという中にあって、今回のようにTPP11、仮に米国が復帰したとして、この協定がこういう農業に与える、いわゆる日本の全体に与える影響というのをどのようになら考えていらっしゃるのか、磯田参考人にお伺いしたいと思います。

○参考人(磯田宏君) 農業を始め農林水産業への全般的な影響あるいは打撃というものをどの程度深刻に考えるべきかどうかという御質問であったかというふうに理解いたします。

それにつきましては、一つは、政府が、EUとのEPAの妥結、それからTPP11の妥結、そういうものを踏まえまして総合対策大綱を改訂したわけですね。それが農林水産業・地域の活力創造プランというものにも引き継がれていく、成長戦略にも含まれていくと、こういう流れで日本の農林水産政策の中核を成しているところでありまして、それが、今先生も御指摘になりました、あるいは先ほど山川さんからも現場実態とのその側面なども御指摘があった大規模化とコスト削減ということでございます。それからもう一つが、参考人渡邊先生がおっしゃった、高品質、安全、安心という他国にないアドバンテージをしつかり生かした輸出の強化、輸出を通じた成長産業化ということでございます。

しかしながら、先ほど私、申し上げたことでもあるんですが、そういう条件に恵まれた、先生がおっしゃったように、例えば、低コスト化が相当地程度進み得る非常に大規模平たん部であったりとか、あるいは非常に高品質な米であったりとかあるいは和牛であったりとか、あるいは私の地元の福岡、私の在住している福岡でございますが、栃木辺りにもまたありますけれども、今アジア地域のマーケットで非常に好評だと言われているイチゴであったりとか、そういう高品質な、世界最高品質と呼ばれるような農産物を生産する条件があり、したがって、またそれを、コストは高いけれども海外に打って出るといことが可能な地域はありますが、それはいかんせん、先生も御指摘になられたように、日本の農耕地の四割強は中山間地域にあるわけございまして、そもそもそこではそういったような大規模化、コスト削減ということが不可能でありますし、それから、実は成長産業化ということで、例えば米も成長産業化するために、一方でそういう高品質や安全性に一層磨きを掛けつつ、しかし、これは成長戦略でも首相を先頭に目標として掲げられているところでありまして、そのコストを、担い手層の米のコストを全体平均から比べて四割まで削減する

と。これ、具体的には玄米六十キロ当たり約九千六百円という水準になるわけですが、これは北海道でよく見られるような平均数十ヘクタール以上の非常に大規模な経営にとっても容易に実現できないコスト削減でございます。

ところが、他方で、いかに日本のコシヒカリだったりあきたこまちであったり、最近では更に多様な品種が、高品質、良食味品種が登場しておりますが、そういうものが海外の一部の富裕層あるいは富裕国でのマーケットでそれなりに好評を得ているとはいえ、一方で、例えばアメリカのカリフォルニアでもカリフォルニア産のコシヒカリ、あきたこまち、こういうものがほとんどと海外市場に輸出されているわけでありまして、これと価格競争するためには、ずっとそれこそバリエーションを日本の産地までたどっていくと、日本の米の生産者の手取り価格、六十キロ玄米八千五百円じゃないと、例えばカリフォルニア米、カリフォルニアから出てくる最高品質のカリフォルニア産あきたこまち、コシヒカリとは勝負できないということになりますと、九千六百円というそれだけでも大変な野心的な目標なんでありましてけれども、更にそれを八千五百円まで下げると、このことになりまして、より一層そういうことが可能な地域、経営、産地というのは極めて限定的になってくる。

ということから考えますと、一方で、こういうTPP11を始めとするメガFTA、メガEPAでもって最大限国境措置を低減して、関税も削減、撤廃して、言わばほとんど着物を脱いでいて丸裸に近い状況になっていった上で、高品質なり、それと低コスト化を兼ね備えた輸出産業化で、そういう状況の下でも生き残っていくということにはかなり限定されてきて、その他の部分については相当深刻な打撃を受けざるを得ないんじゃないかということをお願いしたところでございます。

○相原久美子君 ありがとうございます。
山川参考人にもお伺いしたいと思うのですが、

私も道内歩いておりまして、大規模化といえども、かなりやはり借入金が大いわけですね。これは、大規模にすればするほど、農家の皆さん、畜産業も特にそうだと思うんですけども、機械とか何かの借入金が大きくなると。その上、今、現実問題でいいますと、なかなか農業の担い手がいなくなっているという現状もあるかと思うんですね。

そうしますと、今回のような形で、ある意味確かに輸出というメリットもあるとは思いますが、けれども、それは今、磯田先生がおっしゃったように、一部分になりかねないということになりますと、この際と言ったら語弊がありますけれども、離農者が特に増えそうな、そういう予感がするんですね。実は、私も歩いていて、もう今の借入金、これをまだ大きくするとしても、家族経営ではもう成り立たないというようなお話を聞いたりするわけです。現実には、皆さんの周辺はいかがなものでしょうか。

○参考人(山川秀正君) 今の御質問ですけれども、実際問題としては、経営規模拡大、これにはやはり限度があるというふうに私は率直に考えております。

昨年、ある町村で百ヘクタールぐらい作っている方が結果的に二十ヘクタールの収穫を放棄した。北海道の場合は、当然十一月の下旬になると降雪がある、気象的な要件からして、確かに規模拡大をほとんど頑張つてやっていますが、やはりそういう自然条件、これに左右されることは間違いない事実だというふうに考えています。

そういった点では、規模拡大路線一辺倒で本当にいいのか。先ほども触れましたけれども、規模拡大を目指す人、今の現状で農業経営を続けたいというふうに望んでいる人等々、やはり様々な形態の農業経営があつてこそ、地域が、地域社会が成り立つ。

実際、私の住んでいる地域も小学校が廃校になりました。保育所は辛うじてまだ一桁の人数で生き残っているんですけども、そういう状況の中

で、例えば通院する、こういうことでさえ不可能になってくる。そういう今の地域社会の疲弊の状況、これが、TPPの中でグローバル企業も一辺倒というそういう流れでは、北海道の地域にとってはまさしく大変極めて厳しい状況になるんじゃないかと思ひます。

負債の問題も、これ、実は私自身も農業経営始めて四十数年になるんですけども、自分自身が農業を受け継いだときには実は十ヘクタールにも満たない農業経営でした。分家だということも含めて、そういう状況の中で、当然、規模拡大して一定の農業経営をやりたいという、そういう夢も含めて、その後、三十ヘクタールぐらい購入をして、それで、結果的には、ピーク時には一億円を超える負債を抱えて農業経営をやつてきたと。

そういう状況の中で、自分自身もよくここまで生き残つてこれたなというふうに率直に思つています。それは、相当覚悟を決めて、高収入作物、経営規模が大きくても野菜を作る等々、高収入作物を作るという前提で頑張つてきて、何とか今、それこそ四桁、まあ一千万円を切るような状況まで経営を改善してきているというか、経営を維持してきたわけですが、今規模拡大をする、結果的に土地を購入する資金を借りる、例えば、先ほど言いましたけれども、産地パワーアップ事業等々で牛舎を建てる、搾乳ロボットを二台入れる。そうすると、大体、私ども、走つて歩いて、見て歩いて何を言うか、二億円借金したと言ふんです。二億円ですよ。

そういう状況の中で本当に経営が継続できるのかというの、私も大きな疑問を抱えておりますし、よくこの頃言うんですけども、一億円の売上げで九千万の経費を使うの、三千万円の売上げで二千万の経費を使うの、残る金は一千万、一緒にやないのか、どちらが人間らしい生活ができるのか。そういう視点も是非、農政を進める上で、TPPのこういう議論を進める上で生かしていただきたいというふうに率直に思っています。

○相原久美子君 ありがとうございます。

渡邊参考人にもお伺いしたかったのですが、ちよつと時間がないので、関税というのが、実は、財政収入を目的とする財政関税、それから国内産業保護を目的とする保護関税があるわけですが、私、本当にこの関税というものの成り立ち等々から、別に保護主義に走れとか鎖国主義に走れということではないのですが、やっぱり天然資源の少ない日本にあつては、これは、保護関税というのはやはり一定程度必要なのではないかという私は持論なのですが、先生、質疑、もう時間ありませんので、端的にお願いできれば。渡邊先生。

○委員長(柘植芳文君) じゃ、最後、簡潔にひとつお願いします。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。関税は、国内産業を守るための手段として、その正当な手段として認められていると思います。日本の工業関税の平均は今実質ベースで一・九%、それに対して農業関税の方は大体二・五%ということになっています。ですから、一・九%の製造業と二・五%の農産品の保護という意味では、関税は十分農産品を保護している。中には、米のように七七八%とか、麦の場合のように二五%とかというように、非常に高率の関税があるわけですから、そういう意味では、農業関税もむしろ日本の農業に対して保護的な機能を果たしているというふうに考えております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。参考人の皆さん、ありがとうございます。今日、午前中、私たち、農水委員会との連合審査会というのを行いました。その中で、農水大臣の答弁で、このTPP11による輸入増を試算していない、輸出も試算していないと、こういう答弁で、本当に耳を疑うような答弁の連続だったわけですから、ゼロ%、ゼロ%というのが品目ですと並ぶわけです。

これは山川参考人にお聞きをしたいんですけれども、政府が出している影響試算では、農林水産物全体では九百億から一千五百億円の生産額の減少はあると。小麦でいうと二十九から六十五億円、大きいところで、牛肉でいうと二百から三百九十九億円ですか。ところが、いずれも、小麦も牛肉も大麦も、ほぼ全ての項目が生産量は減少しない、ゼロ%である、こういう試算を私たちに示すわけです。これ、理解ができないうんです、まず、私たちに。

一体、北海道の農家の皆さんに政府はどんな説明をされていて、率直にこの試算、山川参考人はどのように受け止めておられるのか、お聞かせください。

○参考人(山川秀正君) ただいまといいますが、今の話、午前中そういうやり取りがあったという話を今日東京に着いてからお聞きをいたしました。

率直に言つて、私自身も、何といいますか、耳を疑うといいますが、全ての農産物がほとんど影響ゼロというそういう評価をしながら、輸入増も輸出増についても要するに何ら試算をしないで、何を根拠に実はそういう試算をしているのかというのが非常に不明確といいますが、今、北海道でどんな説明をされているかという話もありましたけれども、実際問題としては、T P P 12のときもそうでしたし、11のとき、今もそうですけれども、その実態が、要するに現場まで、農民にまで明らかになっていない。これは、国会での議論でも何かのり弁当みたいな資料が出されてという話がよくされておりますけれども、まさしく、そういう交渉内容、それから影響がどうなるかということは何ら明らかにされていないという、そういう大きな不安を持っております。

実は、T P P 12の発足当時は、私どもの住んでいる十勝管内は、農協や町村等々を含め、各種団体も含めて二十五団体がT P P 反対ということ、それこそ三千人の大集会を成功させ、T P P 反対の大きな運動のうねりをつくる、そのきつ

けをつくりました。そういった点では、そのときに試算したのは、私どもの地域にある北海道の先機関は、十勝管内だけでも五千四百億円の減収になるという試算をしました。そのT P P 12、これが11になって何が変わったのか、これも明らかになっていない。

先ほど話しましたけれども、牛肉の輸入枠等々についてはそのまゝ、実はアメリカが抜けてもそのまゝだと、その数字を見てほくそ笑んでいるのはオーストラリアやニュージーランドではないかと言われていると、そういう現状の中で、本当に試算がゼロ、影響額ゼロというのは、私も信じられないというふうに率直に思っています。

先ほど言いましたとおり、小麦マークアップ、これで輸入差益によって今経営安定対策の支援されているんだけれども、これがなくなるとは紛れもない事実だけれども、その支援はどうするのか。農業予算を増やすのか。どんどんと農業予算が減つてきて、ピーク時と比べると半分近くまで減っている状況の中で農業予算を増やすのか、そういうことに対して国民の大きな合意が得られるのか等々を含めて、是非そういう議論を深めていただきたい。

現場では、先ほど言いましたとおり、なかなかこれ以上生産を増やすことは困難だよという、そういう率直な受け止めがあるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○田村智子君 もう一問、山川参考人にお聞きしたいんですけど、恐らく、ですから、政府が出している、生産量は減少しないよと、だげど生産額として小麦でいうと二十九から六十五億円の縮減があるというのは、それぐらいコスト削減せよ、それで輸入で入ってくるものととの価格が横並びになるような努力をせよと、あるいは、そのための支援をするよというふうな意味なのかなというふうな理解をしているんですけれども。

先ほど、大規模化といつても、もう様々な限界もあるというお話もお聞きしましたけれども、そもそも、他の産業ですと、経営者に対して大規模

化しなかつたら生き残れないと言わなければならない政府の押し付けが行われるなんてあり得ない話で、それだけ考えてもいかに農業経営者を軽んじているか、大規模化しなければ、コスト削減しなければあなただけの生き残れないよと、言わば脅し付けるような支援策だというふうに私には見えるんですね。そんなこと、ほかの産業ではあり得ないですよ。そうまでしてやる。

だけど、私はこの間、国際的にも、例えば農業の家族的経営というのが見直されて、家族的経営の国際年というのが、昨年でしたか、行われるという含めて、日本の農業の強みはある意味ロボット任せではないところ、家族的経営であったりとか、適正規模による農業経営を行ってきたというのが、品質の高い、生産量の高い、そういう農業にもつながってきたのではないだろうかというふうにも思っています。

大規模化一辺倒では経営上困難というだけでなく、農業発展というふうな考えたときに、この大規模化一辺倒というやり方がどうか、これについてもちよつと山川参考人の御意見お聞かせいただければと思います。

○参考人(山川秀正君) 私もこの頃、消費者の方から質問を受けたときに、少し極論めいたお話をさせていたしております。

一つは、規模拡大、法人化、農業への企業参入という話がよくされるんですけども、極論をすれば、企業が参入するということは、当然農家と企業の資本の差は歴然としているわけですから、せっかく戦後、農地改革によって農地を農民に、家族経営をつくる、こういうスタンスで進めてきた農政をまた戦前の地主と小作の関係に戻すのかという、実は極端な話を一つさせていただいております。

それから、農業を輸出産業にという問題についても、確かに、先ほど両先生がおっしゃっているのとおり、局所的にはそういう面もあるというふうに見ております。でも、それは本場の局所ではない。

例えば、十勝の農業は、そういった点では輸出産業、輸出農業のモデルケースみたいなことも言われております。十勝管内にある帯広かわにし農協はナガイモを輸出しているんだという話をよくされます。そこで、実はナガイモを作っている川西の農家に直接お話を聞いたんですけれども、実はアメリカにナガイモの売り込みといいますか、行ってきたと、生産者として。だけど、ナガイモを食べているのはアジア系の人間だけなんだと、欧米系の人たちがナガイモを食う文化はないんだというふうに明確におっしゃっていました。

まさしく、米を食べる食文化も、それから魚やそういったものを食べる食文化も局所的であつて、これが世界全般のスタンダードになるということは私はないというふうに考えております。そういう状況の中で、北海道の農業をどう守り発展させていくかというのは、先ほど言いましたとおり、本場に様々な形態の農業経営が生き残つてこそ北海道の地域社会、地域経済の発展だというふうに思っています。そこをやつぱり握つて離さないということを貫いていきたいというふうに思っています。

○田村智子君 ありがとうございます。

磯田参考人にお聞きいたします。

今日お配りいただいたペーパーの三ページ目のところに、ISDSに対する懸念というのをお書きいただいております。T P P 12から11になって、このISDSのところは凍結されたから大丈夫だというのがかなり、何というんですか、誘導的に振りまかれた論かなというふうにも思っているんですけれども、この中でいわゆる凍結というのは正確ではないというふうにお書きいただいているので、少し、短い時間では難しいかもしれないんですけど、この点お聞かせいただければなと、分かります、お願いします。

○参考人(磯田宏君) 御質問ありがとうございます。

そこに配つていただいた紙に書いてあるとおりでございますけれども、五の①のところござい

まして、投資家国家間紛争解決システムの対象外にされるのは、投資について言いますと、金融サービスはちよつとにおいて、投資に関する合意、これはそこに、文書に括弧書きしておりますけれども、中央政府当局と外国投資家の間で結ばれた、政府が規制管理下に置いていた天然資源に関する権利を例えば外国投資家に使わせる、そういう投資についての合意をしたとか、日本でも今る議論がされていきますけれども、水道その他の公共サービスを提供する、そういう事業について民営化すると、それを外国投資家に委ねるとか、あるいは、インフラ整備の実施についても日本流に言えばPFIで民間に委ねると、こういう投資に関する合意をした、こういうものについては凍結することなので、日本が受け身になるということでもないと思いますが、これは特にやっぱり途上国が、こういう投資に関する合意とか投資の許可というものをアメリカが入らないんだからせめて凍結してくれよという話になったと、こういうふうな理解しております。

そういう意味からすると、確かに途上国にとつてはこの凍結は一定の意味を持ち得るところがある、彼らの懸念にかなり応えている側面はあろうかと思ひます。しかし、日本に関して、投資を受ける側としての日本という観点から見た場合には、この投資の本体、投資財産という名称で言われている投資の本体については何ら凍結の対象にはなっていないというところは銘記しておく必要があると、こういうことが申し上げたかったところでございます。

○田村智子君 ありがとうございます。

渡邊参考人にもお聞きをいたします。

参考人は、やっぱりT P P 12のときには国会にもお越しいただいて、T P P の12のときはこれはもう日米間なんだと、大きくは、日米のやっぱり事実上のF T A に向かうような自由貿易の協定ができることに大きな意義があるという立場で様々な論説もお書きいただいたのを資料としても読み

ました。

そのアメリカが抜けた下で、なぜほぼそのままの中身なんだろうかということをお、非常に疑問に思っています。しかも、第六条では、じゃアメリカが完全に入らないよということが見込まれたときには締結国の申出によつての再協議。アメリカ抜きでの協議であるにもかかわらず、第六条でアメリカが本当にもう入らないのならつてわざわざ置く。これ、このT P P 11つて一体何なんだろうかというふうな率直に思うんですけれども、その点についての御見解をお願いします。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。

それは先生、どうも、大変すばらしい質問だと思ふんですね。T P P 11と12はどう違うかということにも通じるかと思うんですが、基本的には、T P P 11というのはアメリカのトランプ政権が未来永劫続くものではないという認識の下にあるわけなんです。つまり、今のトランプ政権はT P P 12に背を向けているけれども、しかし、次の政権、誰が出てくるかはまだ分かりませんが、これは分かりません。あるいは、もう既にダボス会議以降、時折トランプさんがT P P への復帰ということをおわけています。ですから、ひよつとしたらトランプ政権の後半には、第一期のトランプ政権の後半にもひよつとしたらあり得るかもしれない。

ですから、T P P 11というのは、T P P 12でできたアジア太平洋地域におけるバリエーションを深化させていくという、そういうしかも自由で開かれたその貿易のメカニズムというものを、これを何とか維持しようとするための受皿というところがあるんだらうと思ひます。ですから、未来永劫アメリカが帰つてこないということであれば、そもそもT P P 11というのは必要なかったのかも知れない。しかし、T P P 11を維持することによつて少なくとも、確かに世界貿易に占める比率は四〇％から一五％ぐらゐまで落ちました、でも、その中でアジア太平洋の地域を巻き込んで、基本的には開かれて自由な貿易と投資のプラットフォーム

フォームというのを維持していくということがまさにT P P 11の重要性であるというふうに考えております。

○田村智子君 ありがとうございます。終わります。

○清水貴之君 日本維新の会の清水と申します。

今日は、本当にお忙しい中、貴重なお時間、そして貴重なお話、ありがとうございます。まずは、私は、渡邊参考人にお聞きしたいと思ひます。

もう基本的なことになるのかもしれませんが、でも、今日、ここまでの話でも、やっぱり様々な懸念事項、特に日本では農業に関しての懸案、懸念というのがあります。渡邊参考人のお話ですと、やっぱり自動車でも日本は涙をのんでいるんだという話がありました。

これまで様々なそういう協定、条約等の交渉をされてきた渡邊参考人、各国、やっぱりこは守りたいし、こは攻めたいしと、もういろんなせめぎ合いがある中でこういったものが作られていくんだと思うんですが、でも、そういうせめぎ合いをしながら、泣くところは泣きながら、でもこういう自由貿易社会を進めていく、その意義というのとはどこにあるとお考えでしょうか。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。

これはもうひとえに、第二次世界大戦に至る道筋を少し思い出していただきたいと思います。それが、やはり世界が、一九二九年のあの暗黒の木曜日、十月二十二日だったと思ひますが、ここでウォールストリートの株価が暴落して、世界大恐慌になると。その大恐慌の中で各国は、それぞれが自分さえ良ければいいという自国優先主義に陥るわけですね。その中で、各国は関税障壁を高めたりして、そして数量規制を設けたりして、他の国から入ってくるものをできるだけ阻止するという重商主義的あるいは保護主義的な政策を取りました。その結果が第二次世界大戦に入っていく、そういう流れをつくるわけですね。

ですから、なぜそこまでして痛み分けをしなが

ら、センシティブティーをお互いに交換したり乗り越えたりしながら、なぜ交渉が重要なのかといえ、同じような第二次世界大戦に至つたようなあの悲劇を繰り返さないということがとても重要なんです。

ですから、そのときに、製造業は自由貿易だけれど農業は保護主義でいくと、これは多分ダブルスタンダードということで受け入れられない。農業についても、それから産業についても、サービス産業についても、この自由貿易主義というものを貫いていくということが重要。ですから、やっぱりT P P というのは、一つ、農業においても日本が自由貿易で十分やっていく、攻めの農業ということも言われて久しいわけですが、いよいよそういうところに今たどり着いたという意味で、日本はある意味で、製造業だけではなく農業でも自由貿易を使つて、これから日本の農産品を外にどんどん展開をしていくことを申し上げたいと思ひます。

○清水貴之君 もう一点、渡邊参考人にお聞きしたいんですが、様々交渉をされてきた経験から見たこともお伺いしたいんですが、今回の交渉でも、その交渉の過程がどうもはつきりしない、不明確じゃないかと、記録であつたりそういったものがちゃんと残っていないんじゃないかと、今回の論点の一番目では、将来的な不確実性というのが挙げられております。市場開放を協議するメカニズムが幾重にも組み込まれていて、不透明な要素が多いというような懸念を示されています。

実際、どうなんですか。こういう交渉事というのはいくらもやうなものでないかというように、不透明な部分がある、不確実性がやっぱりあるというもののなか、今回のT P P のこの中身を御覧になつていて、いや違いますよと、その辺ははつきりしているんですよというふうなお考えをお持ちなのか、これに関してはいかがでしょうか。

○参考人(渡邊頼純君) ありがとうございます。

経済交渉も外交交渉であるということですね。ですから、外交交渉というのは、いろんな関心を持つている人、いわゆるステークホルダーが巻き込まれていますので、そのステークホルダーの一部にだけ例えば情報を出すということは多分バランスを欠いたりするんだらうと思いますし、ある意味で、相手国を説得するために国内を説得する必要もあるでしょうし、ステークホルダーというのは国境の向こう側にもいるわけですね。ですから、そういう意味では、経済交渉といえども外交交渉であるという一面があつて、その外交交渉というのは、交渉のプロセスはやはり秘密性といひましようか、何といひましようか、交渉のプロセスにおいて全てを明らかにしていったのでは交渉は十分にできないというふうに私は考えております。

ですから、大事なことは、その交渉で出てきたものについて、これを十分に説明責任を果たすということ、それからステークホルダーに対して十分な説明を提供していくということ、そういうことはとても重要なことだと思うんですね。ですから、まさにそういう情報の開示というのを、交渉がまとまった後、特にこういうような場で、国会の場でそういう議論もされるでしょうし、そういうことがとても重要だと思ひます。

それから、全てのこういう経済協定というのは、FTAもEPAもTPPもすべからず不完全なものですね。不完全なものです。お互いに痛み分けもしています。ですから、五年たつたら、七年たつたら、八年たつたらその経済協定をもう一度見直しましようという、いわゆるアmendメントという条項がどの協定にも入っているわけですね。ですから、そういうプロセスでもう一度議論することもできるわけです。ですから、TPPもこれで終わりというわけではない。そして、また新しいメンバーが入ってくる時には二国間の交渉もするわけですね。ですから、そういう形で絶えず新たにしていくことができる、それがこう

いった経済協定の特徴だと思ひます。

もし今回のTPP11で問題があれば、それを次の交渉のときに改善するように日本として努力すればいいわけですね。ですから、何といひましようか、静態的に、ステイティクに捉えるのではなくて、ダイナミックなプロセスとして交渉プロセスを見る必要があると思ひます。

以上です。

○清水貴之君 ありがとうございます。

山川参考人に現場のお話聞かせていただきたいんですけども、やはり、TPPで農業を強くとか攻めの農業という話が必ず出てきます。先ほどそういった輸出という話も出ておりまして、山川参考人のお話だと、ニーズの面が、海外に行った場合に、じゃ、それほど日本のお米、山芋等が広がるのかというようなお話をされていらつしました。

ただ、理想的というのか、今後、日本は人口が減つていきますので、国内消費が減る中で、もうそれこそ、日本の農産物が十分に輸出されて、しかも高く売れて、農家の皆さんも収入が増えるという、これは非常に理想的な形ではないかなとは思ひますが、現場にいらつして、そういうお話というのは、いや、それはさすがにちよつと絵に描いた餅じゃないかなと思われるのか、いや、それもできないこともない、ただ、それをやるうと思つたら例えば輸出に関するノウハウがないんだとか、ここをこつ補つてくれたらそういう方向にも転換できるんじゃないかみたいな、何か提言とかがあつたら教えていただきたいんですね。

○参考人(山川秀正君) 農業、攻めの農業、輸出産業にというのは、確かに一面、そういう側面があつてもいいというふうには率直に思つています。ただ、冒頭の意見でも言わせていただきますけれども、日本の場合、食料自給率が三八%なんですよ。三八%の国が食料輸出を考へる必要があるのか、まずそのことを私は問ひたい。そこ

に是非視点を当てていただきたいというのを率直に思つています。

自給率が例えばフランスのように一〇〇を超えている、これはやっぱり輸出戦略考へなきゃいけない、これは当然だと思ひます。だけれども、三八%の国、将来とも三八%しか実は自給率は行かないと。基本計画に掲げている四五までこのTPP11入つても行かない、そういう数値をはき出してきている状況の中で、そういう議論が、輸出産業にという議論をすること自体、まず真正面からどうなのかということ、実は是非国民、消費者の皆さんにも、そういう議論を是非国会の中で巻き起こして、消費者を巻き込んで合意をつくるというところを目指してほしいというふうに率直に思つています。

今の、先ほどE.U.の話も若干させていただきましたけれども、農業というのは自由貿易になじまないんだ、そういう部分があることを十分理解する必要がある、そこを是非私は主張したい。それからもう一点、今、例えばアメリカが輸出している、これは輸出補助金という、そういうものがあつて日本に安く農産物が入つてきている。農民が生産した価格、それそのままストレートに入つていくのではない。日本の場合、コスト削減してストレートに出して、もうかる農業、国際競争力に勝てる農業、攻めの農業をすれば、これは私は成り立たないというふうに率直に思つています。

そういう点では、是非そういう国民合意という点で、食料に国際競争、自由貿易がなじむかなじまないか、そういう視点での議論を深めていただきたいということ、これを逆に私の方からも要望したいと思ひます。

○清水貴之君 ありがとうございます。

磯田参考人にも、その輸出についてお伺ひをしたいと思います。このコメントでも、いただいているペーパーでも、一定の成長の余地はあるけれども、やっぱり分野が限られているというふうに書かれておられます。冒頭の十五分間の説明のと

ころで輸出部分はそれほど深くはお話しただけなかったなというふうに思ひましたので、輸出に關してのお考へを聞かせていただけたらと思ひます。

○参考人(磯田宏君) 御質問ありがとうございます。

まず、これは、そのまさにエキスパートでいらつしやる参考人渡邊先生のいらつしやるところで申し上げるのは僭越でありますけれども、国際間の貿易が生じる根底には、相対的に見て、それぞれの国の与えられた自然的、地理的条件あるいは歴史的な技術や資本の蓄積の条件等々に規定された、相対的にどの産業が優位性を持つているかということがまずあつて、その相対的に優位な産業にそれぞれの国がより専門化する、特化していく、そのことが国際間の貿易を盛んにしていくという、まさに十九世紀の初頭に打ち立てられて、今日、いろんな方法論の違いはあつても、ほとんどの経済学者がその原理そのものは肯定している比較生産費説という議論がございますけれども、そこから言えることは、そもそも、現実的には、先ほどの中山間地域が多いであるとか、例えば、大規模化といつても、まあ北海道大規模ですけど、私がほぼ毎年のように足を運んでいるアメリカの中西部、穀倉地帯の大規模畑作経営と比べれば桁が全く違つて。私が向こうで見た最大級は八千ヘクタール、一経営で八千ヘクタール、トウモロコシ、大豆を八千ヘクタール作ると、こういうような経営があつたりもします。でも、そもそも、北海道といえども、アメリカの水準から見れば、あるいは新大陸の水準から見れば小規模経営である。こういうことがあり、それに加えて、中山間地域が四割以上を占めるといふ中では、そういう自然的、地勢的条件からして容易に分かることですが、農業が丸ごと、相対的に農業が丸ごと、日本の農業が丸ごと比較優位産業になるといふことはあり得ないわけですね。

逆に、そういうことがあつたとすれば、そのときは日本のほかの産業、例えば、今、日本では

自動車産業がほぼ独り頑張っている、輸出で頑張っている、黒字を稼いでいる産業になりつつありますけれども、そういう産業がむしろ比較劣位化するということと裏返しでしかそういうことは生じないわけですね。アメリカが農業で比較優位だというのは、実はアメリカの製造業が劣位になっていることとセットで起きている状況です。

そういう点からすると、やや理屈っぽくなって恐縮でありましたけれども、日本の農業が丸ごと輸出産業化できる、その根拠としての国際的な比較優位産業になり得るということは理論的に考えてもあり得ないことであるし、また、日本の現実に見れば、より実感を持って明言できることではないかというふうに考えております。

清水貴之君 どうもありがとうございます。終わります。

○山本太郎君 ありがとうございます。自由党共同代表、山本太郎です。

先生方、本当に分かりやすいお話、勉強になりました。ありがとうございます。

まず、渡邊先生にお聞きしたいんですけれども、アメリカによる追加関税措置のWTOルール、この適合性についてお聞きしたいと思います。

アメリカは、三月、鉄鋼に二五パー、アルミニウムに一〇パーの追加関税を課す輸入制限措置を発動させた。韓国は、米韓FTAの再交渉で大幅な譲歩をのむことを引換えに鉄鋼の輸入制限の対象から除外されて、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジルも、輸入増加への対策強化で大筋合意に達したとして適用除外された。他方、NAFTA加盟国であるカナダだったりとかメキシコとかEUに対しては、一定期間を区切って猶予されていただけで、それぞれNAFTA再交渉及びEUとの関税交渉が不調に終わったため、これらの国と地域にも追加関税措置が発動されたということだったんですけれども。

先生の御見解として、今回のアメリカの追加関

税措置というのはWTOルールに適合したものであるとお考えになりますか。アメリカは安全保障を理由として措置をとっているという説明だったと思うんですけど、このような主張は国際的に認められるものなのでしょうか。

○参考人(渡邊頼純君) 山本先生、どうも御質問ありがとうございます。

まず、非常に率直に申し上げて、このアメリカの鉄鋼、アルミに対する追加関税、これはWTOルールに照らしますと、全くの違法行為であります。ですから、これはもう全く弁明の余地がないWTO違反であると思います。

ただ、アメリカはこれを、一九六二年の貿易拡大法、ちやうどケネディ・ラウンドをやるために、アメリカの議会がケネディあるいはジョンソン政権に交渉マંデットを与えるために作ったのがこの一九六二年の通商拡大法ですが、その二百三十二条を使ってこの正当性を主張しております。二百三十二条というのは、御存じのように、国家の安全保障に対する脅威ということが理由でございます。それを使って二五%とそれから一〇%という追加関税を掛けたというのは、これはおよそこれまで通商の歴史で余り例のない異常な措置をとったというふうに理解していいんだろうと思います。

ただ、一つの問題は、この国家安全保障に対する脅威という概念、この判断は、その脅威を感じている国、これが判断をするんだということがこれまでの数少ない事例の中で積み上げられてきた前例となっております。ですから、そういう意味ではアメリカは非常にうまく考えてその国家安全保障例外というのを使つたというふうに理解しております。

○山本太郎君 なるほど、WTOルール的には違反ではないかと、でも、ほかの安全保障という部分で自分たちをプロテクトしているということだったと思います。

これはもう明らかにアメリカの手法というのは、違反しようとも一方向的な措置をもう発動させて、それを除外してはしなかったら俺たちの言うことを聞けよというようなやり方だと。非常に私としてはちょっと許せないといえますか、これ、何とか求めていくという形よりも、他国がやっているようにWTOに提訴するだとか、例えば報復関税だつたりとか、こつちにも牛肉だつたりとか豚肉だつたり強い味方がいますから、そういう意味で、対抗措置として、それが実際になされるかなされないかは別にして、そういったメッセー

投げ方、それちよつとやり過ぎだよというやうなやり取りは、独立した国家としては普通にみんなそれを、意思表示というものをするものだと思ふんですけれども、先生としては取り得る対策としてベストなものは何だと思われませんか。

○参考人(渡邊頼純君) 私は、良くもあしくもガット・WTO屋でございます。つまり、貿易紛争の問題というのは多国間のルールに従つてルールに基づいた解決、いわゆるルールベースソリューションというものを求めていくべきだと考えておりますので、基本はWTOへの提訴ということであつて、制裁とか報復とかというやうなことも、このWTOの紛争解決手続にのつとつた制裁ないしは報復ということですね。つまりは、WTOでオーソライズされた、WTOでこれはやってよろしいということを認められた制裁をアメリカに対してする。そのために、WTOにきちつと提訴をするということが重要だろうと考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

そうですね。そういう協定といいますか枠組みがあるんだから、その中のルールにのつとつて言うべきことは言っていくという姿勢というのは非常に真つ当だと思ひます。日本もそういう姿勢を示すべきだと私は思ひます。

この元々のTPPの中にもなんですけれども、ISDSというものを非常に懸念される方々が非常に多いということがあるんですけれども、一方では、世界ではISDSではない紛争解決の方法というものででき上がつてきています。なぜ日本

がここまでISDSに対してこだわりの持つているのかということ、渡邊先生、御存じであれば教えていただけますか。

○参考人(渡邊頼純君) 御質問ありがとうございます。

実は、このISDSというのは、私自身が交渉を担当させていただきました日本とメキシコとのEPAもそうなんです、日本がこれまで行つてきた二国間のEPAのほぼ全てにISDSが入つております。

これは、産業界にいろいろヒアリングとかしますと、是非それを入れてほしいとむしろ産業界からリクエストがあつて、それは要するに、最初投資をしていくときに、投資をしてほしい相手の、日本のEPAの対象国は途上国が当初多かったものから、そういう途上国は投資をしてほしいから、いろいろ投資のいい条件を言ってくるわけですね。ところが、実際に投資をした一年、二年後には当初の約束と違うことを言ってきたりする。そういうことが結構あるので、投資家対国家の紛争処理というものを、実際に使つか使わな

いは横に置いておいても、ある種の安全弁として、セーフティーネットとして入れておいてほしいということが産業界から強くありました。ですから、投資についてのISDS、つまり投資家対国家の紛争処理ですね、これを入れるということが基本線としてあつたわけです。

入っていないのはどういふ国との二国間のEPAかといいますと、一つはフィリピン、もう一つはオーストラリアでございます。フィリピンは、フィリピンの憲法の中に、外国人がフィリピン政府を訴えることはできないという何か条項が入つていてという説明でございました。だから、フィリピンはできない。それから、オーストラリアは当時ギラード政権でして、ギラード政権はISDSに、フィリップ・モリスというたばこの関係の紛争があつたものですから、これはギラード政権は当時ノーと言ひました。

ですから、日本がやつてきたEPA、十五のう

ち、今申し上げたフィリピンとオーストラリアはISDSが入っていないことなんですね。日・ASEANの包括的経済連携を除きますと、ほかの二国間のEPAには入っているという状態でございます。

ですから、TPPにおいても同じような形で、つまり安全弁、日本からの投資家、日本から行っている投資家の保護ということを考えて、このISDSというものを日本政府としては強く押し出したということでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

確かに、今まで結んできた二国間の協定であったりとか貿易協定だったりとか投資協定という部分にはISDS入っているものがあつたけれども、その多くが途上国が多くて、どちらかというと、日本側が投資をするから、逆に言う日本側を守るといふようなISDSの使われ方だったんですけれども、TPP、この先、現在の加盟国以上の国もよければ手を挙げてくださいというように中で、逆に日本側に投資をされるということになると、日本もその訴えられる当事国になり得る話だという意味で、これまでのISDSとは大きく形が変わっていく、解釈が変わっていくかなきゃならないんだらうなというふうには思っていますけれども。

その紛争解決に当たる例えば別の方法、ヨーロッパでいえばICSですか、というふうなものも出てきました。もう既に、ベトナムとの交渉であつたりとかカナダとの交渉でこのICSというものを入れているというふうな話になつているとは思っていますけれども、特に日欧の約束の中でも、ここがクリアできなかったから投資という部分、投資の章という部分が結ばなかったということもあつたと思つてますよね。

ある意味、もう今の世界の流れとして、ちょっとISDS危険だよね、新しい枠組みでICSというものはどうなんだろうというふうな考え方になつてきているとは思いますが、短めに、ICSへの評価といいますか、これは渡邊先生と磯田

先生それぞれにいただいてもよろしいでしょうか。

○参考人(渡邊頼純君) 御質問ありがとうございます。

このEUが提唱してきているいわゆる国際投資法廷といましようか、これは、それはそれでメリットがいろいろあると思います。それで、日本としては、これから、一方でISDS、一方でICS、これを見ながらそのそれぞれの良さを検討していく、欠点も検討していくということで、政策的には選択の可能性があるんだらうと思います。

大事なことは、投資の紛争も、力に任せた紛争解決ではなくて、ルールに従つて解決することだ、それがポイントということだと思つてますね。ただ、そのICSみたいなものをいゆる常設裁判所みたいにしてつくと、それに対するコストとか、あるいはそこでの判事をどうするかとかといったような具体的な問題が幾つか出てくるわけですね。そういう問題をEUとも今後は投資協定の中でそれを見ていく必要があると思つていますので、そういう中でICSについての理解、あるいは制度構築というものが進んでいくのではないかと考えております。

以上です。
○参考人(磯田宏君) 御質問ありがとうございます。

これはまさに参考人渡邊先生の御専門中の御専門の一環かと思いますが、私にも御質問ということなので、お答えさせていただきます。

結論的に言うと、一定の前進ないしは改善の方向性であるというふうに見えておりますし、そういう期待を持っておりますが、まだ評価するには早いと、結論だけ先に言うというふうなことです。

どういふ点で前進なり改善の期待を持つかという点については、山本先生も御案内のように、裁判官といいますが、従来のISDSでいうところの仲裁人に当たる裁判官なり判事というものを、一種の、EUならEU、それから相手国、そ

して第三国から三の倍数でリストを出しておいで、言わばプールしておいて、案件が持ち上がるごとにそこからある種偏りがない形で、どういふ方法なのか正確にまだ私はつまびらかにできておりませんけれども、抽出して、そしてその法廷を組むということ、そのことを通じて、かつ、それらの裁判官になる法律家たちは、いずれの国家との関係性もあつてはならないとか、一旦指名されたら利害関係が及ぶような投資家や多国籍企業等との顧問関係的なものは一切絶たなければいけないとか、あるいは独自に定める行動規範に従うことを義務付けるとか、そういうことをうたつていて、そういう意味では、独立性とか公平性とか公共の利益に対する配慮だとかいったような先生活指摘のようなものを目標に掲げているという、そのある種の目標値、目標として掲げている一種の方向性としては、今のISDSと比べれば改善の期待を持てる場所があるかと。

ただし、私の場合もそうですが、ISDSの評価をする場合の最も重要な根拠は、実際にどういう裁定を出してきたか、それが当事国やその国民や地域住民にどういふものをもたらすという裁定を出してきたかということに基づいて評価をするというのが一番重要なポイントになりますので、その点でまだ実績が基本的にはないわけですので、評価はまだ留保せざるを得ないということでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

そういう世界の枠組みというのか、協定だつたりいろいろな決め事というのかはすべからず不完全だと渡邊先生もおっしゃいました。それは、足りない部分があつたら足していったりとかということも必要なんだというお話だと思つてますね。

TPPは生きた協定ともよく言われていました。だからこそ、数々の小委員会による追加的な協議メカニズムというものがビルトインされているのかというふうには思いますが、ここ、恐らく話し合われることというのは、適用範囲の拡大、要は自由な貿易というものを進めていくんだ

から、それが中心になつていくのかなと思つてんですけど、その自由度ということ考えた場合に、適用外とされていたものが、元々は適用外とされていたものが話合いの末に合意形成されていくならば、適用外が適用されていくというふうな見直しということも先々されていく可能性はあると思われませんか、渡邊先生。

○委員長(松植芳文君) 時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○参考人(渡邊頼純君) 分かりました。

簡潔に申し上げますが、適用範囲の外の問題の中にいれていくときには、これ当然、いわゆる修正交渉、修正のための交渉というのをやらなければならぬんだらうと思つています。ですから、そういう意味では、新しい要素というものを協定の中に入れ込んでいくということになれば、これは新しい交渉が必要になると思つています。

他方では、例えば私が担当していたメキシコとの経済連携協定の場合など、例えばメキシコにおける治安の悪化なんという問題があつたわけですね。そういう問題は必ずしも協定の範囲ではないんですが、ビジネス環境整備という章がございますので、そのビジネス環境整備というチャプターの中で、日本から問題提起してメキシコ国内における治安の改善ということを言つて、それを先生御指摘の小委員会の中で議論したことはあります。

これは、ですから協定の中ではありませんけれども、ビジネス環境整備というチャプターの中で、国内の治安の改善という問題意識を日本の側からインプットして議論していただいたということ、そういうことはあります。

以上です。

○山本太郎君 終わります。

○委員長(松植芳文君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を述べただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 京都府舞鶴市 富田祐輔 外九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第一九八五号 平成三十年六月四日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 京都市 森本陸郎 外四百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二〇六三三号 平成三十年六月四日受理

慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 高知県土佐市 松岡臣子 外二十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第二〇六四号 平成三十年六月四日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 富山市 三鍋真理 外四百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二〇六五号 平成三十年六月四日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 福岡県飯塚市 行武まり 外四百九十九名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二〇六六号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 北海道小樽市 宝福徹也 外六千二百六十六名

紹介議員 鉢呂 吉雄君

てんかんはあらゆる年齢で発病する脳の病気であり、全国に約百万人の患者がいる。早期診断・治療により、七〇%以上の人が発作のない生活を送ることができる。てんかん発作には、一瞬手足がピクンとしたり短時間ぼんやりするだけの小さなものから全身けいれんまで様々な症状がある。また、不安や鬱、行動障害などの合併障害、医療、生活、学校や仕事の問題など、発作以上にてんかんのある人に深刻な悩みをもたらすことがある。さらに、二〇一一年の交通事故報道以降、てんかんが、くりに扱われ、とても危険な病気であるかのように誤解された。そのため、全国からいじめや解雇などの不利益事例がたくさん報告されることとなり、てんかんに対する正しい理解と多様な支援が求められている。

ついでには、てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現のため、次の措置を採らねばならない。

一、交通に関しては、科学的根拠に基づく自動車運転適性運用基準の見直しを推進すること。

第二〇六七号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 浜松市 片岡美保 外六百八十二名

紹介議員 平山佐知子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇六八号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町 鶴紀子 外六百四十七名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇六九号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 熊本県宇土市 梅川光光 外七千六百九十九名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七〇号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 富山県高岡市 中崎聡子 外六百八十二名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七一号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 岡山市 田中三津子 外七百二十四名

紹介議員 谷合 正明君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七二号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 山口県周南市 早船久美 外七百三十三名

紹介議員 江島 潔君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七三三号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 愛知県刈谷市 北中美栄 外千四百四十六名

紹介議員 薬師寺みちよ君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七四号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 福岡県久留米市 姉川理恵子 外六百九十九名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一二三三号 平成三十年六月四日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 大阪府泉佐野市 土橋卓弥 外九十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一二四号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 鈴木未真 外六百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一二五号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 沖縄県浦添市 屋良たか子 外六百七十五名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一二六号 平成三十年六月四日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 中嶋嘉子 外六百六十九名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一二五五号 平成三十年六月五日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 埼玉県川越市 高山克良 外六百九十九名

紹介議員 西田 実仁君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一四六号 平成三十年六月五日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 岡山市 藤原典子 外六百二十三

名

紹介議員 大島九州男君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一四七号 平成三十年六月五日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 東京都立川市 朝生敏子 外六百

七十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二一八三号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 長野県松本市 百瀬俊一 外四千

二百二十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一八四号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 山形県東村山郡中山町 高橋香織

外四千二百二十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一八五号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 山形市 大津香代子 外四千二百

二十四名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一八六号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 東京都青梅市 片岡直人 外四千

二百二十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一八七号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 福島県南相馬市 横山真由美 外

四千二百二十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一八八号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 青森県五所川原市 芳賀雄太 外

四千二百二十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一八九号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 東京都世田谷区 池田真彩 外四

千二百二十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九〇号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 青森市 唐橋修 外四千二百二十

四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九一号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 長野県上田市 玉井友美 外四千

二百二十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九二号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 東京都東大和市 池谷正一 外四

千二百二十四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九三号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 東京都あきる野市 黒澤誠 外四

千二百二十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九四号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 福岡県古賀市 森修 外四千四百

二十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九五号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 青森市 神ひろみ 外四千二百二

十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九六号 平成三十年六月六日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 東京都世田谷区 仲田真一 外四

千二百二十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二一九七号 平成三十年六月六日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービ

スの拡充に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町 岩田恵子

外七百十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二一九八号 平成三十年六月六日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービ

スの拡充に関する請願

請願者 和歌山県新宮市 武内幸一 外七

百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二一九九号 平成三十年六月六日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービ

スの拡充に関する請願

請願者 福島県いわき市 大谷敦子 外七

百十三名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇〇号 平成三十年六月六日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービ

スの拡充に関する請願

請願者 和歌山県田辺市 岡田江津子 外

七百十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇一号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 和歌山県御坊市 南香奈子 外七
百十三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇二号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 大阪市 吉崎建一 外七百十三名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇三号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 和歌山県御坊市 古屋晴彦 外七
百十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇四号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 坂本寿生 外七
百十三名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇五号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 和歌山県海南市 松下義和 外七
百十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇六号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 福岡市 谷川有 外七百十三名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇七号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 福岡県久留米市 河野澄子 外七
百十三名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇八号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 広島市 末広真成 外七百十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二〇九号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 奈良県橿原市 土井博行 外七百
十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二一〇号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 大阪府泉大津市 中川知子 外七
百十三名
紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二五七号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 東京都世田谷区 斉藤京子 外四
百九十九名
紹介議員 山本 太郎君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二五八号 平成三十年六月六日受理
国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願
請願者 沖縄県名護市 勢理客智之 外四
百九十九名
紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二二七一号 平成三十年六月七日受理
街のスナックを守ることにに関する請願
請願者 東京都板橋区 猪田みゆき 外五
千四百十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二二七二号 平成三十年六月七日受理
慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 山口県周南市 吉光一枝 外九十
九名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第二二七三号 平成三十年六月七日受理
自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願
請願者 香川県さぬき市 西田敦 外七百
八名
紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二二七四号 平成三十年六月七日受理
自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願
請願者 京都市 遠藤信好 外六百九十九
名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二二七五号 平成三十年六月七日受理
自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願
請願者 横浜市 加藤巖太 外六百九十九
名
紹介議員 佐々木さやか君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二二七六号 平成三十年六月七日受理
自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願
請願者 千葉県流山市 黒岩孝雄 外六百
八十九名
紹介議員 朝日健太郎君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止することに関する請願(第二三四七号)(第二三四八号)(第二三四九号)(第二三五〇号)
一、特定秘密保護法の即時廃止に関する請願(第二三五一号)(第二三五一二号)(第二三五一三号)(第二三五一四号)(第二三五一五号)(第二三五六号)(第二三五六七号)(第二三五六八号)(第二三五六九号)(第二三六〇号)(第二三六一号)(第二三六二号)(第二三六三号)(第二三六四号)
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二三六五号)(第二三六六号)
一、自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願(第二三六七号)(第二三三八号)(第二三三六九号)(第二三七〇号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五〇二号)
一、自動車運搬適性運用基準の見直しに関する請願(第二五〇三号)
一、国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願(第二五〇四号)
一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五二二号)(第二五二三号)
一、子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・児童保育の実現を求めることに関する請願(第二五二六号)
一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五二七号)
一、自動車運搬適性運用基準の見直しに関する請願(第二五二八号)

第二三四七号 平成三十年六月八日受理
プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止することに関する請願
請願者 大阪府東大阪市 西川美智子 外二千三百三十七名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二三四八号 平成三十年六月八日受理
プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止することに関する請願
請願者 大阪市 本田裕子 外二千三百三十七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二三四九号 平成三十年六月八日受理
プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止することに関する請願
請願者 大阪府東大阪市 藤井厚弘 外二千三百三十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二三五〇号 平成三十年六月八日受理
プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止することに関する請願
請願者 兵庫県伊丹市 屋敷未来 外二千三百三十七名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二三五一号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪府東大阪市 北西照子 外二千四百八十八名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五二号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 安原幹生 外二千四百七十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五三号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 難波和子 外二千四百七十六名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五四号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 坂口章 外二千四百七十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五五号 平成三十年六月八日受理
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 三浦茂 外二千四百七十六名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五六号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 藤原弘子 外二千四百七十六名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五七号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 山下忍 外二千四百七十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五八号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 浅沼佳子 外二千四百七十六名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三五九号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山県赤磐市 花房薫 外二千四百七十六名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三六〇号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 小島秀子 外二千四百七十六名
紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三六一号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 藤原勢三 外二千四百七十六名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三六二号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 岡山市 近友あやめ 外二千四百七十六名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三六三号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市 小林克也 外二千五百七十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三六四号 平成三十年六月八日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 福岡市 水口恵美子 外二千四百七十六名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二三六五号 平成三十年六月八日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 東京都練馬区 藤井清一 外四百九十九名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二三六六号 平成三十年六月八日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 香川県高松市 真砂澄男 外百名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二三六七号 平成三十年六月八日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 東京都東村山市 原奈々美 外六百九十九名

紹介議員 石田 昌宏君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二三六八号 平成三十年六月八日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 千葉県佐倉市 深山茂樹 外七百四名

紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二三六九号 平成三十年六月八日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 東京都練馬区 小園井智代 外七百四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二三七〇号 平成三十年六月八日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 京都市 千賀麻友美 外六百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二五〇二号 平成三十年六月八日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町 清水隆一 外二百四十九名

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

紹介議員 舟山 康江君

第二五〇三号 平成三十年六月八日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 札幌市 葛西重幸 外六百九十四名

紹介議員 横山 信一君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二五〇四号 平成三十年六月八日受理

国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県姫路市 大竹有利子 外九百三十二名

紹介議員 山下 芳生君

犯罪被害に遭い、一家の働き手、前途の希望を託した子供を失い、安らかな老後を断ち切られた人々などの遺族、重い後遺障害を負わされた被害者の家族が民事裁判で賠償命令を得ても、加害者が無資力で賠償請求を諦める人も多数である。財産隠しなど詐害行為で補償が実行されないこともあり、家業の続行ができず倒産・廃業に追いやられる零細業者・労働者は貧困のふちに突き落とされ、子供は教育の機会を失い、家庭崩壊など悲惨な状況に追い込まれている。二〇〇八年に損害賠償命令制度ができたが、加害者が無資力の場合には「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない」としている。この規定のとおり犯罪被害者に対する国の支援を求める。オウムの被害者は過去に遡って補償されている。被害者として国に同じ制度を求める。については、次の事項について実現を図られた

い。

一、損害賠償命令(民事訴訟判決)による加害者の債務をオウム事件等賠償の先例に倣い、過去の被害者に遡って、被害者に国が立替払をし加害者に国が求償する制度を創設すること。

二、上記の立替払金額は「自動車損害賠償責任保険政府保障事業(無保険車、ひき逃げ)などの被害者に自賠責相当の補償をする自動車損害賠償保障法(昭和三十年七月二十九日法律第九十七号(第七十一条の規定)と同等以上のものとすること。

第二五二一号 平成三十年六月八日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 埼玉県川越市 石川裕美 外二百四十九名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二五二二号 平成三十年六月八日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 原保 外四百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二五二六号 平成三十年六月十一日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 太田香織 外三十一名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五二七号 平成三十年六月十一日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町 清水隆一 外二百四十九名

紹介議員 行田 邦子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

紹介議員 森 ゆうこ君

第二五二八号 平成三十年六月十一日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 田口由紀子 外六百九十九名

紹介議員 行田 邦子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

六月十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願(第二五七九号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願(第二五八〇号)(第二五八一号)(第二五八二号)(第二五八三号)(第二五八四号)(第二五八五号)(第二五八六号)(第二五八七号)(第二五八八号)(第二五八九号)(第二五九〇号)(第二五九一号)(第二五九二号)(第二五九三号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九四号)(第二五九五号)

一、レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願(第二五九六号)

一、自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願(第二五九七号)(第二五九八号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七四号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二五九七五号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第二五九七六号)

九二号(第二六九三号)

一、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充に関する請願(第二六九四号)
一、自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願(第二七二二号)

第二五七九号 平成三十年六月十二日受理

マイナナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 横浜市 小林静江 外三十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二五八〇号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 沖縄県浦添市 酒井久美子 外三
千四百四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八一号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 滋賀県蒲生郡竜王町 西津里香
外三千三百三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八二号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 滋賀県大津市 西村佳子 外三千
三十一名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八三号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 滋賀県大津市 上田裕美 外三千
三十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八四号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 京都市 安東賢太郎 外三千三十
一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八五号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 滋賀県大津市 上山楓 外三千三
十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八六号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 滋賀県栗東市 駒井力 外三千三
十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八七号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

する請願

請願者 三重県桑名市 大西文子 外三千
三十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八八号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 三重県伊勢市 西山康子 外三千
三十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八九号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 三重県度会郡度会町 中村恭子
外三千三十一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五九〇号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 三重県津市 三浦きくへ 外三千
三十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五九一号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 沖縄県宜野湾市 山内忍 外三千
三十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五九二号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 沖縄市 猪原恵美 外三千三十一
名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五九三号 平成三十年六月十二日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに
する請願

請願者 滋賀県湖南市 田代文音 外三千
三十一名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五九四号 平成三十年六月十二日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県幸手市 野村進一 外二十
一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二五九五号 平成三十年六月十二日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 東京都品川区 市川秀平 外四百
九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二五九六号 平成三十年六月十二日受理

レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に
関

する請願

請願者 群馬県利根郡片品村 星野とき

外二百八十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二五九七号 平成三十年六月十二日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 西川美奈子 外

六百九十九名

紹介議員 三浦 信祐君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二五九八号 平成三十年六月十二日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 茨城県古河市 大政美津子 外七

百名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二六七四号 平成三十年六月十二日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 兵庫県伊丹市 新川靖男 外九十

九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二六七五号 平成三十年六月十二日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービ

スの拡充に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町 柴野仁子

外四百九十九名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二六九二号 平成三十年六月十三日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 福島県白河市 熊田厚 外四百九

十九名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二六九三号 平成三十年六月十三日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 沖縄県那覇市 山内千佳 外六十

四名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第一五四八号と同じである。

第二六九四号 平成三十年六月十三日受理

国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービ

スの拡充に関する請願

請願者 沖縄市 大城勇 外四百九十九名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第二七六二号 平成三十年六月十三日受理

自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願

請願者 千葉県山武市 今井治男 外七百

十三名

紹介議員 熊野 正士君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。